

利根町告示第 2 2 号

平成 2 0 年第 1 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 0 年 3 月 3 日

利根町長 井 原 正 光

1 . 招 集 の 日 平成 2 0 年 3 月 6 日

2 . 招 集 の 場 所 利根町議会議場

平成20年第1回利根町議会定例会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	3 . 6	木	本会議	開会 提出議案説明（一部採決）	午前10時
2	3 . 7	金	本会議	提出議案説明（一部採決・委員会付託）	午前10時
3	3 . 8	土	休 会	議案調査	
4	3 . 9	日	休 会	議案調査	
5	3 . 10	月	本会議	一般質問（4人）	午前10時
6	3 . 11	火	休 会	議案調査	
7	3 . 12	水	本会議	一般質問（4人）	午前10時
8	3 . 13	木	本会議	一般質問（3人）	
9	3 . 14	金	委員会	付託審査（予算審査特別委員会）	
10	3 . 15	土	休 会	議案調査	
11	3 . 16	日	休 会	議案調査	
12	3 . 17	月	委員会	付託審査（予算審査特別委員会）	
13	3 . 18	火	委員会	付託審査（予算審査特別委員会）	
14	3 . 19	水	休 会	議案調査	
15	3 . 20	木	休 会	議案調査	
16	3 . 21	金	委員会	付託審査（予算審査特別委員会）	
17	3 . 22	土	休 会	議案調査	
18	3 . 23	日	休 会	議案調査	
19	3 . 24	月	委員会	付託審査	
20	3 . 25	火	委員会	付託審査	
21	3 . 26	水	休 会	議案調査	
22	3 . 27	木	本会議	委員長報告 質疑・討論・採決  閉会	午前10時

平成20年第1回  
利根町議会定例会会議録 第1号

平成20年3月6日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石塚稔君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蛭原一博君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	弓削紀之
書記	清水敬子

1. 会議録署名議員

10番 五十嵐 辰 雄 君

11番 会 田 瑞 穂 君

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 1 号

平成20年3月6日(木曜日)

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 請願第5号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願
- 日程第4 請願第6号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願
- 日程第5 議案第1号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第2号 利根町公共施設の暴力団排除に関する条例
- 日程第7 議案第3号 利根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 日程第8 議案第4号 利根町職員の自己啓発等休業に関する条例
- 日程第9 議案第5号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第11 議案第7号 利根町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第8号 利根町職員の給与の特例に関する条例
- 日程第13 議案第9号 利根町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 利根町後期高齢者医療に関する条例
- 日程第16 議案第12号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条  
例
- 日程第18 議案第14号 農業近代化資金借入利子補給条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 営農資金借入利子補給条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第21 議案第17号 平成19年度利根町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第22 議案第18号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第23 議案第19号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

- 日程第24 議案第20号 平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第21号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第22号 利根町道路線の認定について
- 日程第27 議案第23号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第25号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について
- 日程第29 議員派遣の報告

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 請願第5号
- 日程第4 請願第6号
- 日程第5 議案第1号
- 日程第6 議案第2号
- 日程第7 議案第3号
- 日程第8 議案第4号
- 日程第9 議案第5号
- 日程第10 議案第6号
- 日程第11 議案第7号
- 日程第12 議案第8号
- 日程第13 議案第9号
- 日程第14 議案第10号
- 日程第15 議案第11号
- 日程第16 議案第12号
- 日程第17 議案第13号
- 日程第18 議案第14号
- 日程第19 議案第15号
- 日程第20 議案第16号
- 日程第21 議案第17号
- 日程第22 議案第18号
- 日程第23 議案第19号
- 日程第24 議案第20号
- 日程第25 議案第21号
- 日程第26 議案第22号

- 日程第27 議案第23号  
日程第28 議案第25号  
日程第29 議員派遣の報告
- 

午前10時00分開会

議長（岩佐康三君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成20年第1回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

議長（岩佐康三君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

去る2月19日、茨城県市町村会館において、町村自治功労者表彰式が開催され、在職12年以上の議員として、飯田 勲君、若泉昌寿君が表彰を受けられました。

次に、閉会中において、会議規則第119条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付してありますとおり議員を派遣いたしましたので報告いたします。

次に、監査委員から、平成19年11月分から平成20年1月分の現金出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

次に、町長及び議員から議案が提出されておりますので報告させます。

議会事務局長吉浜昇一君。

〔議会事務局長吉浜昇一君登壇〕

議会事務局長（吉浜昇一君） 今期定例会に、町長から、条例の制定5件、条例の改正11件、補正予算5件、新年度予算9件、その他3件、議員から、不信任決議1件、計34件の議案が提出されましたので報告いたします。

議案第1号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例

議案第2号 利根町公共施設の暴力団排除に関する条例

議案第3号 利根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

議案第4号 利根町職員の自己啓発等休業に関する条例

議案第5号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 利根町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

議案第8号 利根町職員の給与の特例に関する条例

議案第9号 利根町特別会計条例の一部を改正する条例

議案第10号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 利根町後期高齢者医療に関する条例

議案第12号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 議案第13号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 農業近代化資金借入利子補給条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 営農資金借入利子補給条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第18号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第20号 平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第22号 利根町道路線の認定について
- 議案第23号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定について
- 議案第25号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について
- 議案第26号 平成20年度利根町一般会計予算
- 議案第27号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計予算
- 議案第28号 平成20年度利根町老人保健特別会計予算
- 議案第29号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成20年度利根町営霊園事業特別会計予算
- 議案第31号 平成20年度利根町介護保険特別会計予算
- 議案第32号 平成20年度利根町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第33号 平成20年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 平成20年度利根町水道事業会計予算
- 議員提出議案第1号 井原正光町長不信任決議

以上で報告を終わります。

議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。

次に、本定例会に提出された請願2件は、お手元に配付の請願文書表のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

議長（岩佐康三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、

10番 五十嵐 辰 雄 君

11番 会 田 瑞 穂 君

を指名をいたします。

---

議長（岩佐康三君） 日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月27日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月27日までの22日間に決定いたしました。

会期の内訳は、お手元に配付の会期日程のとおり行いたいと思います。ご協力のほどお願いいたします。

---

議長（岩佐康三君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 本日ここに、平成20年第1回利根町議会定例会が開催され、平成20年度一般会計予算を初めとする重要な諸案件のご審議をお願いするに当たり、町政に対する基本的な方針と施策の概要を申し述べ、議員各位と町民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

昨年は、食品偽装事件が立て続けに明るみになるなど、食品業界の姿勢が厳しく問われ、大きな社会問題となりました。そしてその波紋に輪をかけるかのように、中国製冷凍ギョーザの中毒問題が今年になって発生し、消費者を震撼させました。幸い本町の学校給食におきましては、被害を出した食品の使用はございませんでしたが、中国産品の冷凍食品につきましては、安全性が確認されるまで、当面の間、学校給食にしないことを決めております。

また、災害においても、近年の異常気象の影響で、集中豪雨が頻発し、各地に甚大な被害をもたらしました。地球温暖化など、環境問題へのさらなる取り組みの大切さを改めて痛感をいたしました。

一方、本町においては、中学校の統合や、本町が望んでいた形で発表されました茨城県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想など、町政において大きな転機を迎え、希望への第一歩を踏み出した年となりました。

希望の第一歩を踏み出し、迎えた2008年は、7月には北海道洞爺湖サミットが開催され、地球温暖化など環境保全が最大のテーマとして議論をされます。環境問題では、昨年、ノーベル平和賞を受賞したアル・ゴア元アメリカ副大統領は、受賞式でのスピーチで、地球温暖化の危機を回避するには、ここ数年の行動が不可欠だ。ここ数年の我々の行動で、次世代の人間が我々に問う言葉は変わってくるのだろう。なぜあのとき行動しなかったの

かと問われるか、私が望んでいるのは、どうやって地球温暖化を乗り切ったのかと問われることだと、今すぐ行動を起こすことの必要性を強くアピールしたことは記憶に新しいところでございます。そして8月には、北京オリンピックが開かれ、夢と感動のドラマが開催されます。出場する多くの日本人選手の活躍を期待しているところでございます。

本町におきましては、本年4月に小学校の統合が控えています。1世紀を超える長い歴史と伝統に幕を閉じ、新たな歴史の1ページを刻むことになる統合小学校がスムーズにスタートできるよう、教育委員会と連携し、未来を担う子供たちの教育環境の向上に努めてまいります。

また、茨城県の合併推進に関する構想に位置づけられた龍ヶ崎市との合併につきましては、大変厳しい状況下ではありますが、多くの町民の皆様への負託を受けた合併を、私は決してあきらめてはしません。引き続き国や茨城県のご支援をいただきながら、行政、議会、住民が一丸となって合併推進に邁進してまいります。このほかにも、解決すべき諸問題は山積みしておりますが、町民の皆様の英知とお力添えをいただきながら、全力で町政運営に当たってまいりたいと考えております。

それでは初めに、平成20年度予算の概要について申し述べ、次にその予算に基づいた分野ごとの主な施策について申し上げます。

初めに、平成20年度予算の概要について申し述べます。

平成20年度の予算編成に当たりましては、極めて厳しい状況下にあることを、全職員共通認識のもと、全庁総力を挙げて、歳入歳出の両面からさらなる行政改革を断行し、施策の厳選を徹底するとともに、事業の必要性、効果等について十分精査検証してまいりました。一般会計の予算規模は、50億7,332万8,000円で、前年度と比較いたしますと、7,510万6,000円の増で、率にして1.5%の増となっております。

しかし、この予算の中には、国土交通省が施行する押付地区高規格堤防整備事業に伴い、押付地区の移転補償を町がかわりに行うため、国庫委託金で、スーパー堤防整備事業委託金として歳入を計上し、同額を歳出で移転補償費として2億1,750万円を計上しておりますので、この予算を除きますと、実質予算額は48億5,582万8,000円となり、前年度と比較いたしますと、1億4,239万4,000円の減額で、2.8%の減となります。

予算編成においては、行政改革を断行し、人件費、物件費、町単独補助金等の経常経費を総額約1億4,300万円を削減いたしました。その上で、町民の皆様が元気に生き生きと暮らせるよう、予防接種や各種健診事業を中心とした保健医療体制の充実、障害をお持ちの方への自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業の実施、高齢化社会を見据えた交通弱者対策としてのデマンド型乗り合いタクシー運行事業、町民長年の悲願であったスーパー堤防事業のさらなる展開、安心して暮らせるため防火対策としての消火栓の増設や防火水槽への給水装置設置事業、教育環境の整備充実のための学校施設の維持、補修など、生活基盤の整備を初めとした福祉、医療、教育面における住民サービスに特に予算を重点配

分したところであります。

歳入では、一般財源である町税が、納税者の減少等により、昨年度より0.3%減の16億9,643万9,000円、また地方譲与税と各種交付金等でも、前年度より5.5%減の2億9,300万1,000円を見込んでいます。一方、地方交付税は、地方財政計画が平成15年度以来増額されたことにより、5,000万円増額の14億4,000万円を見込んでおり、一般財源の総額として、前年度と比較して2,738万5,000円増の34億2,944万円を見込んでおります。さらに財源不足を補う財政調整基金や特定目的基金から5億2,958万6,000円を取り崩し充当いたしました。

歳出について、目的別に申し上げますと、民生費が、全体の23.3%で11億8,159万1,000円、総務費が、15.9%で8億686万3,000円、衛生費が13.1%で6億6,161万2,000円、公債費が12.1%で、6億1,363万4,000円などとなっております。性質別では、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が、合計24億4,108万6,000円で全体の48.2%を占め、補助費等が9億7,787万2,000円で19.2%、物件費が6億4,970万3,000円で12.8%、普通建設事業費が4億6,963万8,000円で9.3%となっております。

次に、特別会計は、国民健康保険特別会計を初め8会計で、予算総額が36億9,972万5,000円で、前年度と比較いたしますと9億9,254万6,000円の減額で、率にして21.2%の減であります。

減額の主な要因は、本年4月より、老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行されることにより、老人保健特別会計の減額と、居宅介護サービスの事業の廃止による介護サービス事業特別会計での減額であります。

また、水道事業会計では、第3条予算の収入が4億3,617万4,000円、支出が3億7,524万9,000円、4条予算では、収入が800万円、支出が1億3,048万4,000円となっております。

次に、この予算に基づき、平成20年度取り組んでまいります主な施策について、分野ごとに申し述べてまいります。

初めに、福祉、保健、医療について申し上げます。

少子化の進行が高齢化の進展を一層早めているといわれている中で、本町の本年2月1日現在の65歳以上の高齢者は4,221人と、全人口の23.3%を占めています。全国的に見ても、2015年には、団塊の世代の方が高齢者の仲間入りをし、そして10年後の2025年には、高齢者人口はピークを迎えるといわれております。その高齢者が、住みなれた地域で、生き生きと自立した生活を送ることができる環境づくりは、非常に重要な課題であると考えております。

本町には、地域において介護予防とリハビリ体操を普及させるため、茨城県の養成講座を受け入れたシルバーリハビリ体操指導士の方が、自主的に利根町リハビリ体操指導士の会を結成して、「寝たきりにならない、させない」を合言葉に活動をされております。さらに全国でも、先進的な取り組みとして知られている認知症と介護予防対策としてのフリ

フリグッパーを初めとした運動講座や栄養講座、睡眠講座など、多くのボランティアの方が携わっておられます。改めて、関係各位に心から感謝申し上げますとともに、引き続き皆様のお力添えをいただきながら、地域包括支援センターを核として、高齢者の自立支援に努めてまいります。

一方、やむなく介護を必要となった場合には、自宅で、あるいは施設で適切な介護サービスが受けられるよう、介護保険制度の円滑な運営に努めてまいります。

また、本年4月より、75歳以上の後期高齢者を対象とした新しい医療制度、後期高齢者医療制度が始まります。制度の運営母体である茨城県後期高齢者医療広域連合と連携して、円滑な推進に努めてまいります。

障害者福祉では、障害者自立支援法に基づき、障害をお持ちの方が持っている能力を生かし、快適な日常生活が送れるよう、関係機関、団体と連携をとりながら、サービスの給付と支援を行ってまいります。また、20年度は、障害者福祉の指針となる利根町障害福祉計画の見直しを行い、21年度から3カ年を見据えた計画を策定してまいります。

さらに、本年4月、保健センターと福祉センターが統合し、保健福祉センターとして新たなスタートを切ります。このセンターでは、統合の目的でもあった介護予防事業を初めとした健康づくり事業や生活習慣病予防事業を充実させ、町民の皆様が自立した生活を長く送れるよう、保健と福祉政策を一本化して、サービスの拠点を1カ所に集め、医療制度改正による特定健康診査や特定保健指導などを実施してまいります。

次に、子育て支援であります。仕事と子育ての両立の負担感や、子育てへの負担感を取り除き、安心して子育てができるようなさまざまな環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望をもつことができる社会の実現が、少子化対策においてはとても重要なことであると考えております。

本町においては、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した、町の行動計画により、その支援に努めておりますが、その一つである放課後児童対策事業においては、小学校の統合もあり、全小学校での開設となります。

私は、この児童クラブが、より効果的で実効性のある事業とするため、各クラブの保護者の代表の方や指導員の代表の方、小学校の先生などをメンバーとした利根町児童クラブにかかる検討会議を昨年立ち上げまして、協議検討を重ねてまいりました。

その結果、本年4月から、児童クラブの終了時間を、これまでの夕方6時から6時30分まで延長するほか、夏休みなど学校休業日の開始時間を、これまでの朝8時30分から8時に繰り上げ、保護者が働きに出て不在の児童の健康な育成を図ってまいります。

また、小学校1年生から6年生までの子供たちを、放課後などに、小学校の余裕教室を活用して、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動などを実施し、子供たちが地域社会の中で心豊かにはぐくまれる環境づくりを推進するため、文小学校に放課後子ども教室を開設いたしました。

引き続き、これらの事業の充実を図りながら、町民の皆様方のさまざまなご意見、ご提言をいただき、子供を産み育てやすい環境の整備、充実に努めてまいります。

次に、保健・医療について申し上げます。

健康で充実した生活を送ることは、だれもの願いです。町民の皆様一人一人が明るく健康で充実した生活が送れるよう、引き続き、健康相談や健康診断、がん検診等を実施し、保健医療体制の強化を図ってまいります。また、あわせて感染症予防のため、予防接種事業も実施してまいります。

さらに本年4月より、特定健康診査と特定保健指導が義務づけられます。この特定健康診査は、現在、注目されているメタボリックシンドロームの発見と予防にターゲットを絞って実施されます。その結果、メタボリックシンドロームやその予備軍と判定された方には、保健指導を行ってまいります。

次に、学校教育・生涯学習と文化について申し上げます。

学校教育においては、まず布川小学校と太子堂小学校が、また文間小学校と東文間小学校が、それぞれ本年4月に統合いたします。この統合に伴い、さまざまな面でご協議をいただきました小学校統合準備委員会の皆様方には心から感謝を申し上げます。新たにスタートをする統合小学校の前途を祝福するとともに、円滑な学校運営を進めていけるよう、教育委員会と連携を密にしてまいります。

教育面においては、各小学校に配置してある古いコンピューターの借りかえを行い、情報教育の充実を図ってまいります。また、道徳教育の充実や、国際語である英語に対する意欲を高めるための語学指導授業など、引き続き学校教育の充実に努めてまいります。

さらに、学校施設面につきましては、塗装の劣化が激しい太子堂小学校、統合後は布川小学校となるわけですが、この太子堂小学校のプール塗装改修工事などを実施して、子供たちが安全に学習できるよう、計画的に整備を進めてまいります。

次に、文化の振興について申し上げます。

本町の美しい史跡や文化財は、先人たちが築いた貴重な財産として今に受け継がれています。多感な少年時代を過ごし、このときの体験があとに民俗学を志すきっかけとなった民俗学の父、柳田國男や、利根川図志の著者赤松宗旦、たびたびこの地を訪れ、多くの句を残した俳人小林一茶など、多くの文化人のかかわりが深く、豊かな文化の薫りを身近に感じることができます。引き続きこれら貴重な財産の伝承に努めてまいります。

次に、生涯学習について、まず、図書館運営につきましては、本年2月1日現在で、蔵書数が13万1,882点となりました。参考までに、平成19年中の貸し出し件数を申し上げますと、16万456件と、多くの方に利用していただいております。これからもより多くの町民の方にたくさんの本を読んでいただけるよう図書館運営に努めてまいります。

また、利用者の皆様には大変ご不便をおかけいたしました利根町公民館の改修工事につきましては、工事の進行にあわせて一部利用の再開を行ってまいりましたが、間もなくす

すべての工事が完了いたします。引き続き多くの方に快適に利用いただけるよう、利便性の向上に努めてまいります。

次に、環境への取り組みについて申し上げます。

環境問題への取り組みは、今を生きる私たちに課せられた使命であり、今の私たちの行動が、まさに10数年後の未来を決定づけるものであると感じております。特に地球温暖化は、異常気象の原因のみならず、動植物などの生態系への影響など、さまざまな悪影響を及ぼしております。

本町では、平成19年に新たに改定しました利根町温室効果ガス排出抑制実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に取り組んでおります。この計画は、役場庁舎を初めとする町の公共施設で、温室効果ガスの排出削減を目指し、地球温暖化の一翼を担うものです。引き続きこの計画に沿って温室効果ガスの排出削減に取り組んでまいります。

一方、ごみの減量化や資源回収には、町民の皆様方にご理解ご協力をいただいているところでありますが、残念ながら、ごみの排出量は年々増加傾向にあり、逆に資源回収量は減ってきております。参考までに18年度実績で申し上げますと、ごみの収集量は、昨年度より11トン増加の4,111トン、資源物の回収量では24トン減の875トンとなっております。

このごみの減量化は、処理施設の延命化につながり、ひいては地球環境の保全につながります。町民の皆様一人一人のごみ減量化へのさらなる協力をお願いするとともに、一般廃棄物処理にかかる財源確保の観点から、一般廃棄物処理手数料の見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

次に、防災と交通安全、町民生活について申し上げます。

未曾有の犠牲者を出した阪神淡路大震災は、今年で13年を迎えましたが、私たちは、この災害で多くの教訓を得ました。しかし、これほど大きな被害を出した災害も、時間の経過とともに忘れ去られてしまいます。この災害を風化させずに後世に伝え続けていくことが、犠牲者へのせめてもの報いであり、私たちの使命でもあると考えます。

本町は、全行政区に結成された自主防災組織があります。災害時における初期活動の中心となるのがこの組織であります。そして隣近所、常日ごろのおつき合いが、有事の際には最も重要であるということを、私たちはいま一度考えなければなりません。

本町では、災害時の備えとして、全町民の飲み水を確保するための造水機や飲料水兼用耐震性貯水槽を整備しているほか、非常食や災害時に必要となる物資も準備して有事に備えています。

また、本町は、河川沿いの町の宿命として、水との闘いが延々と続いた歴史があります。このことから、利根川の堤防を強化して、町を水害から守ることが、町民の長年にわたる悲願であり、町の重要課題でもあります。その悲願が、国の押付地区高規格堤防整備事業の実施でかなったわけであります。平成10年から始まったこの事業は、町の公園整備事業と合わせ進められているところでありますが、平成20年度からは、順次住居移転を進め、

さらに事業の展開を図ってまいります。また、有事への備えとして、大雨により河川がはんらんした場合に、町民の皆様が迅速に安全な場所へ避難できるよう、洪水ハザードマップの作成を行ってまいります。

災害時における地域防災の中核を担う利根町消防団の皆様方には、昼夜を問わず町民の生命、財産を守り活動されておられることに対しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。次第でございます。

平成20年度は、さらなる消防力の強化を図るため、消火栓の増設と、防火水槽への補給用給水装置の取り付けを行ってまいります。あわせて、第14分団配置の消防ポンプ車を更新し、消防設備の充実を図ってまいります。

交通安全対策では、常日ごろより、交通安全指導隊や、交通安全母の会の皆様方に、ご協力を賜りまして、心から厚く感謝を申し上げます。引き続き交通安全運動期間中におけるキャンペーンの実施や、交通安全教室への協力など行ってまいります。

次に、町民生活について申し上げます。

今後の高齢化社会を見据え、いわゆる交通弱者対策としての町民の皆様の足の確保は、とても重要なことであると考えております。これまで運行形態等について、さまざまな角度で検討を進めてまいりましたが、本年4月、乗り合いタクシーとして運行開始する運びとなりました。この乗り合いタクシーは、デマンド方式でありまして、自宅から目的地へ、また出先から自宅へと、まさにドア・ツー・ドアの交通手段として、きめ細かな送迎サービスを提供するものであります。今月から、4月の運行に先立ち、事前登録の受け付けを開始する予定であります。

次に、産業の振興について申し上げます。

近年の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、担い手、後継者不足、農産物価格の低迷と、深刻な事態に直面しています。こうした状況の中、農業を維持、発展させていくためには、意欲と能力のあるプロの農業者を育成、確保していく必要があります。これを制度化したのが認定農業者制度であり、本町には、現在16名の認定農業者がおり、農業経営の改善などに力を入れております。引き続き生産調整推進対策事業を進めながら、関係機関並びに生産者団体等との連携をとりながら、やる気のある生産者を支援してまいります。

また、ハード面においては、農地を集団化し、大規模で汎用性のある圃場を整備していく必要があります。しかしながら、本町の農地はこの基盤整備が大変おくれております。このことから、平成18年度より、約244ヘクタールの事業地面積を持つ利根北部地区基盤整備事業の実施に向け取り組んできたところでありますが、平成20年度は、21年度の着工に向けた国への事業認可申請に入っておりますので、茨城県とともにこの事業の推進に努めてまいります。

一方、本町の商工業については、町民の生活圏の拡大、ライフスタイルの変化等によって、まさに厳しい状況におかれています。利根町商工会や関係機関との連携を図りながら、

経営体質の改善や強化など、その支援対策に努めてまいります。

次に、都市基盤と生活基盤について申し上げます。

道路については、継続事業として、布川地内及び八幡台地内の排水整備工事などを実施し、また、各地区からのご要望のある住民生活に密着した身近な生活関連道路の整備、維持補修にも、できる限り対応していきたいと考えています。

また、浄化センター周辺環境施設整備として、引き続き浄化センター周辺の生活道路の整備を実施してまいります。

さらに、広域的な道路交通網の整備につきましても、取手東線バイパスや、若草大橋架橋による県道美浦栄線バイパスの延伸線や、アクセス道路など、引き続き関係市町村と一丸となって、茨城県や千葉県など関係機関に対し要望してまいります。

次に、上下水道であります。下水道の普及率は83.6%、これは平成19年3月31日でございますが、県内第4位の普及率を誇っています。20年度には、19年度に引き続き、羽根野地区汚水管渠敷設工事を行ってまいります。

一方、水道では、普及率93.2%、これも19年3月31日現在でございますが、こちらも県内屈指の普及率を誇っております。20年度は、布川台地区の石綿セメント管敷設がえ工事や、八幡台地区ほかの老朽給水管敷設がえ工事を実施し、安全でおいしい水を安定的に供給してまいります。

なお、県南水道企業団への加入につきましては、現在、本町と県南水道企業団双方で、統合検討資料の作成を委託しているところでございます。その資料ができ次第、引き続き本町の加入について、各構成の首長さんをお願いをしてみたいと考えております。

次に、行政情報の発信について申し上げます。

町民の皆様への行政情報の発信は、行政への参画意識の醸成と、協働のまちづくりを進めていく上ではとても重要なことでもあります。その一つといたしまして、20年度は、利根町公式ホームページを一部リニューアルし、ページ内に、キーワードで、知り得た情報を素早く探せる検索機能を設けるとともに、特に目のご不自由な方への配慮したページ構成にかえ、さらに各担当から直接さまざまな行政情報を発信できるようなシステムを導入して、きめ細かな情報をタイムリーに町民の皆様方に発信してまいります。

次に、第4次利根町総合振興計画の一部改正と、第3期基本計画について申し上げます。

第4次利根町総合振興計画につきましては、主に人口フレームと、若草大橋開通に伴う土地利用構想の一部見直しを行うもので、現在、最終的な詰め作業を進めているところでございます。

また、具体的な施策を盛り込んだ第3期基本計画の策定に当たりましても、地区懇談会を行い、町民の皆様方から意見をいただいたり、町民の方にもメンバーになっていただき、五つの専門部会を立ち上げ、その中でさまざまな議論を行っていただきました。専門部会や振興計画審議会の方々には、心から感謝を申し上げる次第でございます。

20年度は、第3期基本計画がスタートする年でもありますので、この計画に沿った施策の展開を図っていきたいと考えております。

次に、行政改革の推進について申し上げます。

行政改革や財政健全化につきましては、集中改革プランや財政健全化プランに沿って、全庁総力を挙げて取り組んでおります。20年度予算に当たりましては、一般職の給与の減額と管理職手当や時間外勤務手当等についても、集中改革プランどおり減額を図り、対前年度比で申し上げますと、人件費で約7,600万円を削減したほか、物件費でも4,300万円、町単独補助金で約2,400万円と、総計で約1億4,300万円を削減いたしました。

行政改革は、自治体にとって、常に社会の動向を見据え、継続的に取り組まなければならない最大の課題であります。引き続き行政改革懇談会からのご提言をいただきながら、全庁総力を挙げて行政改革を断行してまいります。

また、町有地の有効利用につきましても、町民の皆様のご提言やご意見をいただきながら、財源の確保につながるような有効な活用策を見出してまいります。

最後に、市町村合併について申し上げます。

先月、龍ヶ崎市公式ホームページに、現時点における龍ヶ崎市の合併に対する方針が掲載されました。この中で、合併については、財政基盤の強化や、市民の合併気運の醸成などが大きな課題であるとし、現在、龍ヶ崎市は、財政基盤を構築する時期であり、市民が合併についてメリットが享受できる状況でないと合併を論じられないとしております。しかしその一方で、将来のまちづくりの基本は、牛久市、龍ヶ崎市、利根町との2市1町の枠組みという姿勢は変わりはない、ともしております。

龍ヶ崎市は、合併は避けて通ることのできない課題であるとし、将来のまちづくりの基本を、牛久市、龍ヶ崎市、利根町の2市1町と考えてはいるものの、今すぐ合併できる状態にないとの見解を示したものと私は感じております。

現状では、もう少し時間が必要であるという感じはいたしますが、合併をあきらめるとか、断念するつもりはありませんので、引き続き合併のお願いをしていく考えでおります。議員各位並びに町民の皆様の方のご支援を切にお願いを申し上げます。

以上、平成20年度における町政運営の基本的な考えと施策の概要について申し上げます。

本町は、今まさに、多くの方の力が結集し、それが実り、希望への第一歩を踏み出したところにあります。私は、今はどんなに苦しく厳しい状況下にあっても、必ずや明るい未来が開けることをかたく信じ、皆様方のお力添えをいただきながら、本年を、希望を実現へとつなげる年にしたいと考えております。

議員各位並びに町民の皆様方の町政に対するより一層のご支援、ご協力を切にお願いを申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

続きまして、本日、提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

今期定例会におきましては、新年度予算が9件、条例改正が11件、補正予算が5件、条例制定が5件、その他3件の合わせて33件のご審議をお願いする次第であります。

議案第1号は、利根町課等設置条例の一部を改正する条例で、保健センターと福祉センターの統合により、課等の分掌事務を改めるものであります。

議案第2号は、利根町公共施設の暴力団排除に関する条例で、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づき、社会公共の利益に反することとなる暴力団等の公共施設の利用を制限し、町民生活の安定と福祉の増進に寄与するため条例を制定するものであります。

議案第3号は、利根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例で、地方公務員法の規定に基づき、人事行政の運営等の状況に関して公表するため条例を制定するものであります。

議案第4号は、利根町職員の自己啓発等休業に関する条例で、地方公務員法の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関する条例を制定するものであります。

議案第5号は、利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児休業等に関する規定を改めるものであります。

議案第6号は、利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児休業等における勤務条件に関する規定を改めるものであります。

議案第7号は、利根町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例で、集中改革プランに基づき、委員の定数を改めるものであります。

議案第8号は、利根町職員の給与の特例に関する条例で、集中改革プランに基づき、職員給与と費の削減を行うため、条例を制定するものであります。

議案第9号は、利根町特別会計条例の一部を改正する条例で、利根町後期高齢者医療特別会計を設けるため提案するものであります。

議案第10号は、利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例で、関連法令等の改正により、引用する規定等に変更が生じたため改正するものであります。

議案第11号は、利根町後期高齢者医療に関する条例で、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、利根町後期高齢者医療に関する条例を制定するものであります。

議案第12号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、関連法令の改正に伴い、国民健康保険税に後期高齢者医療制度の創設を行うほか、医療費の増加に伴い、国民健康保険税の増税を行うため、所要の規定を改正するものであります。

議案第13号は、利根町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例で、介護保険料の激減緩和措置を、平成20年度まで延長する政令等が交付されたことに伴い、当町の平成20年度の介護保険料を、平成19年度と同額にするよう改めるものであります。

議案第14号は、農業近代化資金借入利子補給条例の一部を改正する条例で、利根町農業協同組合と龍ヶ崎市農協協同組合の合併に伴い、組合名称等を改めるものであります。

議案第15号は、営農資金借入利子補給条例の一部を改正する条例で、利子補給限度額の改正に並びに利根町農業協同組合と龍ヶ崎市農業協同の合併に伴い、組合名称等を改めるものであります。

議案第16号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、道路占用料との均衡を図るため、都市公園の占用料に関する規定を加えるため改正するものであります。

議案第17号は、平成19年度利根町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出それぞれ5,724万5,000円を減額し、総額を52億5,058万3,000円とするものであります。

今回の補正は、年度末に向けての確定分あるいは確定見込みに伴うものであります。

議案第18号は、平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）で、事業勘定の歳入歳出それぞれ1億2,739万9,000円を減額し、総額を20億645万7,000円とするものであります。

議案第19号は、平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）で、歳入歳出それぞれ1,411万3,000円を減額し、総額を3億5,234万5,000円とするものであります。

議案第20号は、平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ1,216万7,000円を追加し、総額を8億8,872万5,000円とするものであります。

議案第21号は、平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第4号）で、収益的収入及び支出の水道事業費用を81万6,000円追加し、総額を3億8,638万3,000円とし、また、資本的収入及び支出の資本的支出を3,460万円追加し、総額を1億4,694万9,000円とするものであります。

議案第22号は、利根町道路線の認定についてで、道路法の規定により、町道路線を認定したいので提案するものであります。

議案第23号は、利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定についてで、指定管理者による管理を行うため、地方自治法の規定により提案するものであります。

議案第25号は、龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてで、龍ヶ崎市の施設名称等の変更に伴い、協定書の一部を変更するため提案するものであります。

議案第26号は、平成20年度利根町一般会計予算で、極めて厳しい財政状況を踏まえながら、一般行政経費を極力削減抑制し、諸施策の推進と健全財政の確立に配慮した予算編成を行いました。予算規模は50億7,332万8,000円で、前年度と比較いたしますと7,510万6,000円の増でございます。

議案第27号は、平成20年度利根町国民健康保険特別会計予算で、事業勘定の総額を、歳入歳出それぞれ19億4,653万2,000円とするもので、前年度と比較いたしますと5,576

万6,000円の減でございます。また直営診療施設勘定の総額を、歳入歳出それぞれ1億129万8,000円とするもので、前年度と比較いたしますと833万4,000円の減でございます。

議案第28号は、平成20年度利根町老人保健特別会計予算で、総額を、歳入歳出それぞれ1億3,356万8,000円とするもので、前年度と比較いたしまして11億7,529万5,000円の減額でございます。

議案第29号は、平成20年度利根町公共下水道事業特別会計予算で、総額を、歳入歳出それぞれ3億5,333万円とするもので、前年度と比較して1,416万8,000円の減でございます。

議案第30号は、平成20年度利根町営霊園事業特別会計予算で、総額を、歳入歳出それぞれ908万6,000円とするもので、前年度と比較いたしますと2,120万1,000円の減額でございます。

議案第31号は、平成20年度利根町介護保険特別会計予算で、総額を、歳入歳出それぞれ9億1,549万円とするもので、前年度と比較いたしますと8,782万1,000円の増でございます。

議案第32号は、平成20年度利根町介護サービス事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ463万2,000円とするもので、前年度と比較いたしますと4,139万2,000円の減でございます。

議案第33号は、平成20年度利根町後期高齢者医療特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ2億3,578万9,000円とするものであります。

議案第34号は、平成20年度利根町水道事業会計予算で、業務の予定量は、給水戸数6,354戸、年間給水量174万9,000立方メートル、第3条予算の収入は4億3,617万4,000円、支出は3億7,524万9,000円とするものであります。また第4条予算の収入は800万円、支出は1億3,048万4,000円とするものであります。

以上、全議案の概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（岩佐康三君） 総括説明が終わりました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第3、請願第5号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願及び日程第4、請願第6号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願の2件を一括議題といたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第3、請願第5号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願及び日程第4、請願第6号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願の2件を一括議題

といたします。

趣旨説明を求めます。

請願第5号及び請願第6号について、紹介議員能登百合子君。

〔1番能登百合子君登壇〕

1番（能登百合子君） それでは、請願第5号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願及び請願第6号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願に関しまして、紹介議員を代表させていただきますまして、私が提案させていただきます。

【請願の趣旨】

「利根町第3期基本計画の説明会」及び「12月定例会一般質問」で、旧利根中学校跡地への場外馬券売り場誘致については、「3月までに住民の意向を聞いて決定する。」という町長答弁がありました。

旧利根中は栄橋に繋がる主要道路沿いにあります。片側1車線の県道沿いには、三つの幼稚園・保育園・学校・医院・交番・消防署などがあり、周辺道路を含めて一層の交通渋滞が予想され、有事の時の二重災害が危惧されること。他県では多くの未成年者が警察に補導され、教育委員会に指導を求められた事例もあること。生活環境の悪化、平穏な暮らしの破壊、町のイメージダウンになることなどの理由から、場外馬券売り場誘致設置の条件下にありません。

私たち利根町民は「子どもたちを守り、水と緑の利根町」を守るためにも、利根町にギャンブル施設の誘致・設置は認めることができません。

【請願事項】

旧利根中跡地への場外馬券売り場誘致は、中止・撤回すること。

請願者住所氏名

利根町羽中564 - 9

佐藤多喜子

同じく請願者

布川2260 - 11

高木洋子外5,962名

紹介議員	能	登	百合子
	守	谷	貞明
	高	木	博文
	会	田	瑞穂
	中	野	敬江司
	今	井	利和

6号に関しましては、請願者、事項及び趣旨は5号と全く同一ですので、請願者住所指名のみ。

請願第 6 号

利根町布川2535 - 1

白戸 茂外751名

紹介議員 高 木 博 文  
守 谷 貞 明  
会 田 瑞 穂  
能 登 百合子  
中 野 敬江司  
今 井 利 和

以上、提案をいたします。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

この 2 件の請願は、趣旨及び紹介議員が同一なので、一括して質疑を行います。

請願第 5 号及び請願第 6 号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願第 5 号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願及び請願第 6 号 場外馬券売り場誘致の中止・撤回を求める請願の 2 件は、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、請願第 5 号及び請願第 6 号の 2 件は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開を11時20分から行います。

午前 1 1 時 1 0 分休憩

---

午前 1 1 時 2 2 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議長（岩佐康三君） 日程第 5、議案第 1 号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例から日程第 20、議案第 16 号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの 16 件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第 5、議案第 1 号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例から日程

第20、議案第16号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの16件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず議案第1号から議案第8号について、総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、議案第1号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

今回の改正は、保健センターと福祉センターの統合に伴い、課等の分掌事務を改めたいので提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

第2条健康福祉課の項中、現行の第6号「地域包括支援センターに関すること」を改正案では「保健衛生に関すること」に改めます。同様に第7号「老人福祉センターに関すること」を「予防衛生に関すること」次の第8号「心身障害者福祉センターに関すること」を「地域包括支援センターに関すること」に改め、次の第9号「在宅老人デイ・サービスセンターに関すること」を「保健福祉センターに関すること」に改め、次の第10号「保健衛生及び予防衛生に関すること」を「すこやか交流センターに関すること」に改めるものでございます。また附則で、この条例は平成20年4月1日から施行すると規定するものでございます。

次に、議案第2号 利根町公共施設の暴力団排除に関する条例について、補足して説明いたします。

本条例案は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づきまして、社会公共の利益に反することとなる暴力団等の公共施設の利用を制限し、町民生活の安定と福祉の増進に寄与するため、新たに条例を制定したいので提案するものでございます。

第1条には、この条例の目的を規定しております。

第2条は、この条例で用いられる用語の意義を定義しております。

第1号の暴力団等につきましては、その団体の構成員が、集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体である暴力団と、その暴力団の構成員である暴力団員を指すことを規定しております。

第2号の公共施設とは、この条例を適用する施設の設置条例や規則でございまして、別表のとおりでございます。

第3条は、この条例を適用する施設の使用の制限についての規定であります。

公の施設の使用については、地方自治法第244条2、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。住民が公の施設を利用することについて、不当な差別扱いをしてはならないと規定されておりますが、この取り扱いにつきましては、地方公共団体がこの条項をもって暴力団を排除しても、正当な理由に該当し、不当な差別

的取り扱いにはならないとの旧自治省の見解が出されております。これに基づき、この条例では、集团的または常習的に不法行為を行うおそれがある組織、及びその構成員の利益になると認められるとき、と規定するものでございます。

第2項は、使用許可をする際に、集团的に、または常習的に不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると判明できなかった場合であっても、その後の対応が可能なように規定するものでございます。

また、附則で、この条例の施行日を平成20年4月1日からと規定するものでございます。次に、議案第3号 利根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、補足説明いたします。

この条例案は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況に関して公表するための条例を制定したいので提案するものでございます。

第1条は、この条例の趣旨について規定するものでございます。

第2条は、任命権者が、前年度における人事行政運営の状況を、町長に報告する時期について、毎年7月末日までに、と規定するものでございます。

第3条は、任命権者が、町長に報告しなければならない事項について規定するものであり、第1号から第8号の事項について報告するものでございます。

第4条は、取手地方公平委員会が、毎年7月末日までに、町長の対し前年度における業務の状況を報告しなければならないことを規定するものでございます。

第5条は、取手地方公平委員会の報告事項の規定でございまして、第1号、第2号に掲げる事項についてそれぞれ報告するものでございます。

第6条は、公表の時期について規定するものでございまして、町長は、第2条及び第4条の報告に基づき、毎年10月末日までに報告の概要等について公表するものでございます。

第7条は、公表の方法についての規定であり、第1項の第1号から第4号に規定する方法により公表するものでございます。

同条第2項は、閲覧所の規定でございまして、閲覧所は利根町役場とするものでございます。

附則において、この条例の施行日を平成20年4月1日からと規定するものでございます。

次に、議案第4号 利根町職員の自己啓発等休業に関する条例について、補足説明いたします。

地方公務員法第26条の5の規定では、任命権者は、自己啓発等休業について、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が3年を超えない範囲内において、条例で定める期間、大学等課程の履修、または国際貢献活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるものとして、条例で定めるものに参加するための休業を承認することができるものと規定されております。

これに基づきまして、今回、職員の自己啓発等休業に関する条例を制定したいので提案するものでございます。

本文第1条は、この条例の趣旨についての規定でございます。

第2条は、自己啓発等休業の承認についての規定でございます。任命権者は、職員が申請した場合、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修、または国際貢献活動のための休業を承認することができることを規定したものでございます。

第3条は、自己啓発等休業の期間についての規定で、大学等課程の履修にあつては、基本的に2年、国際貢献活動のためにあつては3年とするものでございます。

第4条は、大学等課程の履修を行う教育施設について規定するものであります。

第1号は、学校教育法第83条に規定する大学であり、当該大学におかれる専攻科及び大学院を含むものと規定します。

第2号は、学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設について規定するものでございます。

第3号は、前2号に相当する外国の大学、及びこれに準ずる教育施設を含むことを規定するものでございます。

次に、第5条は、国際貢献活動として行う奉仕活動の規定でございます。第1号で、独立行政法人国際協力機構が法に基づき行う派遣業務の奉仕活動とするものでありまして、そのために必要な国内における訓練その他の準備行為も含まれることを規定するものでございます。

第6条は、自己啓発等休業の承認の申請の規定であり、申請の際には、休業期間の初日及び末日、並びに当該期間中の履修等の内容を明確にしなければならないよう規定するものでございます。

第7条は、自己啓発等休業の期間の延長の規定であり、第1項は、大学等課程の履修のため自己啓発等休業をしている職員が、3年を超えない範囲内で休業期間の延長ができるよう規定するものでございます。

第2項は、期間の延長は1回とするものでございます。

第3項は、自己啓発等休業の承認は期間の延長の承認の際にも準用することを規定いたします。

次に、第8条は、自己啓発等休業の承認の取り消し事由についての規定であり、第1号では、当該職員が正当な理由もなく大学等の課程を休学したり、頻繁に授業を欠席している場合、または奉仕活動の全部もしくは一部を実施していない場合を取り消し理由として規定するものでございます。

第2号では、当該職員の諸般の事情により、大学等課程の履修または国際貢献活動に支障が生じている場合を取り消し事由に規定するものでございます。

次に、第9条は、任命権者からの請求に対し、当該職員は、大学等課程の履修または国際貢献活動の状況について報告しなければならないことの規定でございます。

第1号は、大学等課程の履修または国際貢献活動をとりやめた場合。

第2号では、大学等課程を休学したり、停学にされたり、また授業を欠席している場合、または、参加している奉仕活動の全部もしくは一部を実施していない場合。

第3号は、大学等課程の履修または国際貢献活動に支障が生じている場合に、それぞれ任命権者の請求に対し報告しなければならないことを規定するものでございます。

第2項では、任命権者と当該職員は、定期的に連絡を取り合い、意思疎通を密にしておくことを規定するものでございます。

第10条は、職務復帰後における給料の号級の調整についての規定であり、当該職員が職務に復帰した場合、当該自己啓発が職務上、特に有用であると認められる場合には、休業していた期間を100分の100以下、またそれ以外の場合には100分の50以下の換算率で得た期間を、休業をせずに引き続き勤務していたものとみなして給料の号級を調整できるよう規定するものでございます。

附則の1は、この条例の施行期日を平成20年4月1日からとするものでございます。

附則の2は、経過措置についての規定でございまして、独立行政法人国際協力開発機構法の一部改正に伴い、施行前と施行後の条項の変更についてを規定するものでございます。

次に、議案第5号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

これは地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、町の当該条例の一部を改正したいので提案するものでございます。

お手元に配付してあります参考資料をもとにご説明いたします。

第1条は、この条例の目的についての規定であります。法改正に伴い、条文中の条項について改めるものであります。

第2条は、育児休業をすることができない職員の規定でありまして、第6号条文中「、育児休業により」とあるものを、改正案では「、職員が育児休業により」と改め、次ページの「職員以外」とあるものを「当該職員以外」と語句を改めるものでございます。

第3条は、職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情についての規定でございまして、現行の第1号条文中、「又は出産したことにより、」とあるものを、改正案では「若しくは出産したことにより」と改め、次の「取り消された後」とあるものを「当該育児休業の承認が取り消された後」と語句を改めるものでございます。

第3号は、条文の全部を改正するもので、育児休業をしている職員が、休業中に疾病等により育児ができなくなり、休業の承認が取り消された後に再び育児が可能な状態に回復した場合を特別の事情とするものでございます。

次に、現行の第4号を、改正案では第5号とし、第4号を新たに追加し、育児休業を終

了した後、当該職員の配偶者が3カ月以上の期間育児休業等により子供を養育した場合には特別の事由とするものでございます。

第5条は、育児休業の承認の取り消し事由についての規定でございます。

第1号は、語句を改めるもので、現行の「育児休業に係る子を職員以外の」とあるものを、改正案では「職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の」とするものでございます。

次に、現行の「第5条の2任期付採用職員の任期の更新」について、改正案では「第6条育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新」と改めるものでございます。

現行の「第5条の3期末手当等の支給」については、改正案では「第7条」に改め「育児休業をしている職員の期末手当等の支給」とするものでございます。

次に、現行の第6条の「職務復帰後における給与等の取扱い」の規定の全文を改正し、改正案では、「第8条育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整」とし、当該職員が職務に復帰した場合、必要に応じて、休業していた期間を100分の100以下で換算した期間は、休業せずに勤務していたものとみなし、復帰後の昇給の際に号級を調整することができるように規定するものでございます。

次に、改正案の第9条から第15条までは、新たに規定を設けるものでございます。

まず第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員についての規定であり、これは育児休業法の規定に基づき、この条例で定めるものでございます。

第1号は非常勤職員、第2号は臨時職員、第3号は育児休業法に基づく任期つき職員、第4号は再任用の職員、第5号は、既に配偶者が育児休業をとって子供を養育している場合、第6号は、職員が育児短時間勤務をして養育しようとする時間に、配偶者以外であってもその子の親が養育できる場合には、いずれも育児短時間勤務をすることができないことを規定するものでございます。

次に、第10条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情についての規定でございます。育児休業法の規定に基づきこの条例で定めるものでございます。

第1号は、育児短時間勤務をしている職員が、産前、産後休暇と重複したり、当該子供以外の子供についても、重複して育児短時間勤務の承認を受けようとしてその承認が取り消された場合において、当該子供が死亡したり、職員と別居することとなった場合には、特別の事情とするものでございます。

第2号は、当該職員が、退職または停職の処分を受け、短時間勤務の承認が効力を失った後、退職または停職の期間が終了した場合。

第3号は、当該職員が、疾病等により子供の養育ができなくなり、短時間勤務の承認が取り消された後、再び養育できる状態に回復した場合。

第4号は、当該職員が、既に承認されている育児短時間勤務の内容と異なる内容の承認

をしようとして、その承認を取り消された場合。

第5号は、育児短時間勤務の終了後、当該職員の配偶者が、3カ月以上当該子供を育児休業等の方法で養育した場合。

第6号は、育児短時間勤務の終了時に予測できなかった事実が発生し、引き続き育児短時間勤務をしなければ、子供の養育に著しい支障が生じることとなった場合。

これらの場合いずれも特別の事情とするものでございます。

第11条は、育児短時間勤務の承認、または期間の延長の請求手続について規定するものでございます。

第12条は、育児短時間勤務の承認の取り消し事由についての規定であり、第1号は、育児短時間勤務により養育している子供を、当該職員以外の親が養育できるようになった場合。

第2号は、既に育児短時間勤務をしている職員について、さらにほかの子供についても重複して育児短時間勤務を承認しようとする場合。

第3号は、既に育児短時間勤務をしている職員について、勤務形態を変更して承認をしようとする場合。

これらの場合は、いずれも取り消し事由になることを規定するものでございます。

次に、第13条は、育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情についての規定でございます。

これは当該職員の事情により、育児短時間勤務の承認が失効したり、または取り消された場合、当該職員が予定よりも早く通常の勤務に復帰することにより人事に支障が生ずる場合には、当該職員に引き続き短時間勤務をさせることができる場合のやむを得ない事情として規定するものでございます。

第1号は、育児短時間勤務職員が2人で、定数1を占めていた場合、そのうち1人の職員がフルタイム勤務職員に戻ろうとした際に、定数1の枠の中で過員が生じてしまう場合をやむを得ない事情とするものでございます。

第2号は、育児短時間勤務職員がフルタイム勤務職員に復帰することにより、短時間勤務による業務の不足分を補うために任用した短時間勤務職員を、他の短時間勤務に配置させる必要が生じてきますが、それができない場合でございます。

次に、第14条は、前条で規定したやむを得ない事情により、育児短時間勤務職員に引き続き短時間勤務をさせる場合、またはそれが終了した場合には、任命権者は当該職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならないことを規定するものであります。

第15条は、育児短時間勤務をする職員を補佐するために任用した短時間勤務職員についても、必要に応じて任期を更新することができることを規定するものでございます。

次に、現行の第7条部分休業することができない職員についての規定を、改正案では第16条とし、条文中の育児休業法「第9条第1項」とあるものを「第19条第1項」と条項を

改めるものでございます。また、同条第2号と第3号を、改正案では第3号と第4号とし、新たに第2号を追加し、育児短時間勤務職員が部分休業を取得することはできないことと規定するものでございます。

現行の第8条部分休業の承認について、改正案では第17条とし、第1項で、部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め、または終わりにおいて30分を単位として行うものと改めるものであり、国家公務員の改正に準じて規定を整理するものでございます。

同条第2項は、労働基準法に基づき、育児時間を承認されている職員の部分休業は、1日につき2時間から承認を受けた育児時間を差し引いた時間内とするものでございます。

現行の「第9条部分休業における給与の取扱い」を、改正案では「第18条部分休業をしている職員の給与の取扱い」に改め、条文中「基づき」とあるものを「かかわらず」と語句を改めるものでございます。

現行の第10条部分休業の承認の取り消しについて、改正案では第19条とし、条文中「第5条」を「第12条」に改めるものでございます。

現行の「第11条その他」について、改正案では「第20条委任」とするものでございます。

次に、附則第1条で、この条例の施行期日を平成20年4月1日から施行すると規定し、第2条で、育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整に関する経過措置を規定するものでございます。

第1項では、法改正後に、この条例が施行される場合においても、育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整については、改正法の施行日である平成19年8月1日にさかのぼって適用されることを規定するものでございます。

第2項は、育児休業をした職員が、平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号級の調整について、同日前の期日については、従前のとおり育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなし、同日以後の期間については、100分の100以下の換算率を乗じて得た期間を引き続き勤務したものとみなすことを規定するものでございます。

次に、議案第6号 利根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

これは地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、職員の育児休業等における勤務条件に関する規定を改めたいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

第2条は1週間の勤務時間についての規定であり、同条第2項と第3項を、改正案では第3項と第4項に繰り下げ、新たに第2項を加えるものであります。

第2項は、育児休業法に基づき育児短時間勤務の承認を受けた職員の1週間の勤務時間は、その承認の内容に従い任命権者が定めることを規定するものでございます。

また、改正案の第3項は、定年退職した職員を再任用、短時間勤務職員として採用した場合、その勤務時間等については、任命権者が定めることを規定したものでございます。

第4項は、条文の改正に伴い、語句を改めるものでございます。

第3条は、週休日及び勤務時間の割り振りについての規定であり、現行では、第1項第2項とも再任用短時間勤務職員について規定していましたが、改正案では、それに育児短時間勤務職員を追加して規定するものでございます。

次の第4条第2項についても、前条と同様に、改正案で育児短時間勤務職員の週休日の規定を追加して規定するものでございます。

次に、第8条は、時間外勤務についての規定であり、改正案では、第1項及び第2項の条文にただし書きを追加し、育児短時間勤務職員についても、特別に必要と認められる場合は、時間外勤務を命ずることができることを規定するものでございます。

第12条は、年次休暇についての規定であり、改正案では、第1項第1号の条文中、再任用短時間勤務職員の前に「育児短時間勤務職員等」を追加して規定するものでございます。

最後のページの附則の1で、この条例の施行期日を平成20年4月1日からと規定し、附則の2では、利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する規定でございまして、これは条例の改正に伴い、該当する条項を整理するものでございます。

次に、議案第7号 利根町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

これは利根町集中改革プランに基づき、利根町特別職報酬等審議会委員の定数を改めたいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

現行の第3条本文中の「委員8名」とあるものを、改正案では「委員7名以内」と改めるものでございます。

また、附則でこの条例は平成20年4月1日から施行すると規定するものでございます。

次に、議案第8号 利根町職員の給与の特例に関する条例について、補足説明いたします。

これは、利根町集中改革プランに基づく職員給与費の削減を行うための条例を制定したいので提案するものでございます。

第1条は、この条例の趣旨についての規定でございます。

第2条は、この条例の適用を受ける職員についての規定であり、特別職を除いたすべての職員について適用することを規定するものでございます。

第3条は、この条例の適用期間についての規定で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間とするものでございます。

第4条は、給与条例の適用を受ける職員の給料月額の特例についての規定であり、給与条例等の規定により定められた給料月額から3%を減額することの規定であります。

第5条は、就業規則の適用を受ける職員の給料月額についても、3%を減額することを規定するものでございます。

第6条は、この条例の適用期間における諸手当の算出基礎となる給料月額についての規定でございまして、第4条、第5条で規定する3%を減額した給料月額を適用させるもので、対象となる手当は、時間外勤務手当、期末勤勉手当、地域手当、共済費でございます。

附則におきまして、この条例は平成20年4月1日から施行することを規定するものでございます。

以上で、議案第1号から第8号までの補足説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 暫時休憩をいたします。

午前 11時55分休憩

---

午後 1時20分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第9号から議案第12号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第9号 利根町特別会計条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けるための改正であります。

それでは、お手元に配付しました新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第1条に、8号として「利根町後期高齢者医療特別会計」を追加するものであります。

附則としまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

続きまして、議案第10号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、老人保健法の名称等の改正、及び茨城県の医療福祉対策要領の改正に伴い、利根町医療福祉費支給に関する条例において、引用する規定等に変更が生じたため改正するものであります。

それでは、お手元に配付いたしました参考資料の新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。

お聞きいただきたいと思います。

第2条第3項のア及びウ並びに次のページにあります第4条、第4号のア及びイの中に下線部分に改正箇所がありますけれども、老人保健法の改正に伴い、「老人保健法」が新たに「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称が変更されたため改正するものであり

ます。

第5号のア及びイ、ウ、エ、カにつきましては、65歳以上75歳未満の者は後期高齢者の認定者に限定するため、条文を追加するものであります。

4ページお開きいただきたいと思います。

第3条は、「老人保健法」を「高齢者医療の確保に関する法律」に名称を変更するものであります。また、後期高齢者医療の住所地特例の対応といたしまして、当該市町村が保険料を徴収する者を対象とすることを定めたため条文を追加するものであります。

5ページの第4条第1項は、同じく「老人保健法」を「高齢者の医療に関する法律」に名称を改めるものであります。また、老人保健法の改正に伴い高額医療費の規定がなくなり、高齢者療養費となることから削除するものであります。また、国または地方公共団体に限定されていた医療支給費を、法令の規定により医療給付費を給付すべきとするため改正するものであります。

第3項は、新たに高齢者に医療の確保に関する法律を追加するものであります。

現行の第4項は、高額医療費の規定ではなく、高額医療の規定がなくなり、高額療養費となることから削除するものであります。

次のページをお願いいたします。

現行の第5項は、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」並びに「老人訪問看護療養費」を「訪問看護療養費」に名称を改めるものであります。

また、第5項を第4項に改めるものであります。

現行の第6項を5項に改めるものであります。

現行の第7項の改正につきましては、妊産婦の医療給付費の方法が現物給付になることや老人保健法改正に伴い、指定老人訪問看護の規定がなくなり指定訪問看護となることから下線部分を削除するものであります。

また、第7項を第6項に改めるものであります。同じくまた第8項を第7項に改めるものであります。

現行の第9項は、妊産婦の医療給付費が、現物給付化になることから削除するものであります。

第5条第1項第1号の改正につきましては、扶養義務者の規定として、妊産婦の扶養義務者のみ判定対象となっていたことから、配偶者の扶養義務者も判定対象とするため条文を加えるものであります。

8ページをお願いいたします。

第4号の改正につきましては、重度心身障害者本人の所得制限基準額を、特別児童扶養手当の本人基準額に53万3,000円を加えた額に改正するものであり、また配偶者、扶養義務者の所得制限額を、特別児童扶養手当の配偶者、扶養義務者の基準額に改正するものであります。

第2項は、前項第4号の所得の算定方法を、特別児童扶養手当の所得算定方法に準拠するため条文を加えるものであります。

次のページをお願いいたします。

第3項は、配偶者の扶養義務者について、控除の規定を設けるため対象者を削除するものであります。

附則でありますけれども、第1項は、施行期日でありまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。ただし、重度心身障害者の所得判定基準額の改正規定につきましては、平成20年7月1日からの施行開始となるものであります。

第2項は、経過措置でありまして、平成20年3月診療分までは改正前の条例で対応するものであります。

第3項は、経過措置でありまして、現在65歳以上75歳未満の障害者で、老人保健の適用を受けずに医療福祉、マル福を受けている方と、現在、利根町国保で住所地特例になっており、後期高齢者医療制度に移行する方は、平成20年6月30日までは、引き続き利根町で医療福祉、マル福の助成の対象となるものであります。

以上であります。

続きまして、議案第11号 利根町後期高齢者医療に関する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の条例制定につきましては、提案理由にもありますとおり、高齢者の医療の確保に関する法律第115条の委任規定に基づき、後期高齢者医療に関する保険料等につきましては、町の条例で定める必要があるため条例を制定するものであります。

それでは、第1条につきましてご説明申し上げます。

町が行う後期高齢者医療の事務でありまして、広域連合の条例に定めがあるもののほかについて、町が行う後期高齢者医療事務を行うための条例を定めるものであります。

第2条は、町が行う事務でありまして、第1号は、葬祭費の支給に係る申請及び提出の受付事務であります。

第2号は、保険料の通知の引き渡し事務。

第3号は、保険料の徴収猶予に係る申請及び提出の受付事務。

第4号は、保険料の徴収猶予の申請に対する通知書の引き渡し事務であります。

第5号は、保険料の減免に係る申請の受付事務。

第6号は、保険料の減免の申請に対する通知書の引き渡し事務。

第7号は、保険料に関する申告の受付事務であります。

第8号は、その他の事務ということで、町に委任事務がきておるわけでございます。

第3条は、保険料を徴収すべき被保険者でありまして、保険料を支払う被保険者は、利根町に住所を有している人であることを定めております。

第4条は、普通徴収に係る保険料の納付でありまして、普通徴収にかかる保険料は、年

8期、毎年7月から2月まで納期を定めたものであります。

次のページをお願いいたします。

第5条は、保険料の督促手数料でありまして、督促手数料を1通100円と定めたものであります。

第6条は、延滞金でありまして、利根町税条例の規定によることを定めたものであります。

第7条は、罰則でありまして、被保険者は、正当な理由なく保険料の徴収に関して必要な文書、その他物件の提出に従わず、または虚偽の答弁をしたときは10万円以下の過料を定めたものであります。

第8条は、偽りその他不正の行為を行い徴収金を免れた場合には、徴収金の5倍以下の過料を定めたものであります。

第9条は、第7条第8条の過料の額は、情状により町長が定めるものであります。

附則といたしまして、第1条は、施行期日でありまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。

第2条は、平成20年度における扶養義務者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例でありまして、社会保険関係の被保険者の保険料につきましては普通徴収で徴収するものであり、納期は4期以降10月から2月までと定めたものであります。

また、平成20年度において、健康保険組合等の被保険者であった後期高齢者の被保険者の普通徴収の保険料の納期は、10月1日以降、町長が別に定めることができることを定めたものであります。

以上であります。

続きまして、議案第12号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、健康保険法の一部を改正する法律の改正に伴い、国民健康保険税に、後期高齢者医療制度の創設を行うため、新たに後期高齢者支援金の課税が追加され、また今後の医療費の増加に対応するため、国民健康保険税の見直しを行うため、所要の規定を改正するものであります。

参考資料の新旧対照表につきましてご説明申し上げますので、お聞きいただきたいと思います。

第2条は、課税でありまして、第1項の改正につきましては、現行税では、国民保険税の被保険者と介護保険納付金課税被保険者の2方式で課税されておりましたが、平成20年4月より、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、高齢者支援金等の納付金に要する費用に充てるため、後期高齢者支援金と課税額を追加するものであります。これによりまして3方式の課税となるものであります。

第2項の改正につきましては、国民健康保険税の基礎課税限度額を、現行の56万円から

47万円に、9万円引き下げるものであります。

新たに第3項を加えるものであります。第3項は、後期高齢者支援金等課税額でありまして、課税額算定につきましては、所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とするもので、課税限度額につきましては12万円と定めるものであります。

現行の第3項を第4項に改めるものであります。

次のページをお願いいたします。

第5条の次に次の3条を加えるものであります。

第5条の2は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額でありまして、総所得の金額を100分の1.5の率に乗じて算定するものであります。

第5条の3は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る資産額でありまして、固定資産税の土地及び家屋に係る部分の額に100分の4を乗じて算定するものであります。

次のページをお願いいたします。

第5条の4は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る税額でありまして、被保険者均等割額につきましては、被保険者1人について5,000円とするものであり、また、世帯別平等割につきましては1世帯5,500円と定めたものであります。

第6条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改めるものであります。

第7条中につきましても「第2条第3項」を「第2条第4項」に改めるものであります。

第7条の2中「第2条第3項」を「第2条第4項」に、「別表第2」を「別表第3」に改めるものであります。

13条を改めるものであります。

13条は、国民保険税の減税についてでありまして、次のページをお願いいたします。

第1号は、6割軽減を改正するものであります。アは、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額1人について1万2,600円を減額するものでありまして、現行の減額どおりであります。

イは、同じく国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額、1世帯について1万2,900円減額するものでありまして、現行の額より1,050円減額するものであります。

ウは、新規でありまして、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割1人について3,000円を減額するものであります。

エは、同じく後期高齢者支援金の被保険者に係る世帯別平等割額、1世帯について3,300円減額するものであります。

オは、介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、1人について5,400円減額するものでありまして、現行の額より1,400円増額するものであります。

カは、同じく介護納付金の被保険者に係る世帯別平等割、1世帯について4,200円減額するものでありまして、現行の額より1,680円ふえるものであります。

第2号は、4割軽減でありまして改正するものであります。

アは、国民健康保険税の被保険者に係る被保険者均等割額、1人について8,400円減額するものでありまして、現行どおりの額であります。

イは、同じく国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額、1世帯について8,600円減額するものでありまして、現行の額より1,000円減額するものであります。

ウは、新規でありまして、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割1人について2,000円減額するものであります。

エは、同じく後期高齢者支援金の被保険者に係る世帯別平等割額、1世帯について2,200円減額するものであります。

次のページお願いいたします。

オは、介護保険課税被保険者に係る被保険者均等割額、1人について3,600円減額するものでありまして、現行額より960円増額するものであります。

カは、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額、2,800円減額するものでありまして、現行の額より1,120円増額するものであります。

別表第1を改めるものでありまして、別表第1は、国民健康保険の被保険者に係る税率及び税額についてでありまして、所得割額の率につきましては100分の6.6に改めるものでありまして、現行より0.5%減額になっております。

資産割額の率につきましては、100分の26に改めるものでありまして、現行より11%減ということであります。

被保険者均等割につきましては、被保険者1人について2万1,000円でありまして、現行どおりの額となっております。

世帯平等割につきましては、1世帯について2万1,500円に改めるものでありまして、現行より2,500円減額するものであります。

別表第2は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る税率及び課税でありまして、先ほどご説明したとおりであります。

「別表第2」を「別表第3」に改めるものでありまして、別表第3は、介護保険介護納付金課税被保険者に係る税率及び税額であります。所得割額の率につきましては、100分の1.3に改めるものでありまして、現行より0.76%ふえるものであります。

資産割額の率につきましては、100分の4に改めるものであり、現行より1.08%減額になってございます。

被保険者均等割につきましては、被保険者1人について9,000円に改めるものでありまして、現行より2,400円増額するものであります。

世帯平等割につきましては、1世帯について7,000円に改めるものであり、現行より2,800円増額するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。

以上をもちまして、第9号から第12号の条例につきまして説明を終了させていただきます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第13号について、健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第13号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは利根町介護保険条例の一部を改正する条例、平成18年利根町条例第14号の一部を改正するものでございます。この18年利根町条例第14号につきましては、参考資料の2に添付してございます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置を、平成18年度及び平成19年度において実施しておりますが、この緩和措置を、平成20年度まで延長する政令等が交付されたことに伴いまして、平成20年度における当町の介護保険料につきまして、激変緩和措置を継続して実施し、保険料の負担を軽減するため提案するものでございます。

それでは、参考資料1の新旧対照表をごらんください。

附則、第3条の見出し中「及び平成19年度」とありますのを「から平成20年度までの各年度」に改めるものでございます。また、同条に新たに第3項を加えるものでございます。

附則第3条の第3項でございますが、平成20年度分の激変緩和措置対象者の規定でございます。前年度の合計所得金額が125万円以下、かつ平成17年1月1日現在で65歳以上の方、またこの者と同一世帯に属する者で町民税が非課税、かつ平成17年1月1日現在で65歳以上の方が激変緩和措置対象者となるものでございます。

第1号でございますが、本則第2条の第4号に該当するものであって、世帯主及びすべての世帯員が、平成20年度の地方税法の規定による町民税が課税されていないものとした場合で、本則の第2条第1号に該当するものは、第4段階の基準額に、平成19年度と同じ調整率0.83を掛けまして年額3万8,000円に定めるものでございます。

ちょっとわかりづらいと思いますので、参考資料の3の表をごらんください。

ただいまの第1号につきましては、この表中、第4段階に該当する方で、第1段階からの激変緩和措置対象者となります。この方が平成19年度と同じ率で年額が3万8,100円となるということでございます。

同じく第2号につきましても、第4段階の方で、第2段階からの激変緩和措置対象者で同じく基準額に0.83を掛けまして、年額3万8,100円とするものでございます。

第3号も、同じく第3段階からの激変緩和措置対象者でございます。基準額に4万5,900円に0.91を掛けまして、年額を4万1,700円とするものでございます。

第4号につきましては、第5段階に該当する方でございまして、第1段階からの激変緩和措置対象者で、基準額に1.00ということで、基準額と同じ4万5,900円とするものでござ

ざいます。

第5号につきましては、同じく第2段階からの激変緩和措置対象者でございまして、同じく基準額に1.00を掛けまして、年額4万5,900円とするものでございます。

第6号は、第3段階からの激変緩和措置対象者でございまして、基準額に1.08を掛けまして、年額4万9,500円とするものでございます。

第7号につきましては、第4段階からの激変緩和措置対象者で、基準額に1.16を掛けて年額を5万3,200円とするものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第14号及び議案第15号について、経済課長石塚 稔君。

〔経済課長石塚 稔君登壇〕

経済課長（石塚 稔君） それでは、議案第14号 農業近代化資金借入利子補給条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、主に利根町農業協同組合と竜ヶ崎市農業協同組合の合併に伴い、組合名称等を改めたく提案するものでございます。

それでは、別紙参考資料の新旧対象表にてご説明申し上げます。

第2条中の下線部分でございますが「農業近代化資金助成法」を、改正案の方でございますが「農業近代化資金融通法」に改めるもので、これは法律の名称が変更になったためでございます。

次に、第4条の第2項各号につきまして、第1号の「議会議長及び産業建設常任委員会委員」を、改正案では「利根町議会議長及び同議会産業建設常任委員会委員」に、また、第2号「農業委員会の会長」を「利根町農業委員会会長」に、第3号「農業協同組合の理事6人」を「竜ヶ崎市農業協同組合の利根町選出理事5人」に改めるもので、2月1日の「A竜ヶ崎市と」A利根町の合併に伴い、名称と定数の整合のため変更するものでございます。

第5条でございますが、第5条の見出しに事務の委託を付します。さらに「利根町農業協同組合員」を「竜ヶ崎市農業協同組合員（利根町在住者）」に「農業協同組合」を「竜ヶ崎市農業協同組合」に変更するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第15号の方をお願いしたいと思います。

議案第15号 営農資金借入利子補給条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

この条例の改正につきましては、担い手に重点化されている農業対策に対応して、利子補給限度額を改めたいこと、また、利根町農業協同組合と竜ヶ崎市農業協同組合の合併に伴い、組合名称を改めたいので提案するものでございます。

それでは、別紙参考資料の新旧対照表の方をお願いしたいと思います。

第2条中の下線部分でございますが、「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改めるもので、これも法律の名称が変更になったためのものでございます。

3条中「年利2分」を改正案で「年利1分」としまして、年々増加する営農資金の利子補給について、担い手重点化の施策に対応させるため、営農資金の利子補給を見直しまして、他補助金等々との整合を図るため、町補給金を借入金率の2%以内から1%以内に改めるものでございます。

第4条の第2項各号につきまして、第1号の「議会議長及び産業建設常任委員会委員」を、改正案で「利根町議会議長及び同議会産業建設常任委員会委員」に、また、第2号の「農業委員会の会長」を「利根町農業委員会の会長」に、第3号の「農業協同組合理事6人」を、こちら参考資料の方漏れておりまして「竜ヶ崎市」の文字が頭に入ってきます。「竜ヶ崎市農業協同組合の利根町選出理事5人」に改めまして、これもJAの合併に伴い、名称と計数の整合を図るための変更でございます。

裏側をお願いいたしまして、第5条中下線部分でございますが「利根町農業協同組合」を改正案で「竜ヶ崎市農業協同組合員（利根町在住者）」に、また、「農業協同組合」を「竜ヶ崎市農業協同組合」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第16号について、都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、議案第16号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

提案理由につきましては、午前中、町長が申し上げましたけれども、都市公園の占用につきましては、これまでテニスコート等の有料公園としての使用料のみをいただいておりますけれども、今回、道路占用料との均衡を図るために、公園内にあります占用物件の占用料につきましてもいただくということが主な改正内容でございます。そのほか一部語句等の追加も行ってあります。

参考資料の新旧対照表でご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、第2条ですけれども、公園内での行為の禁止及び制限について定めておりますけれども、第2号の禁止行為といたしまして「植物を損傷すること」を「植物を採取し、伐採し、又は損傷すること」に改めるものでございます。

次の第3号におきまして、「鳥類を捕護し、又は殺傷すること」この現行のルールでは、「捕護し」となっているものですから、これを現在は調整池公園等もありますことから、「鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること」に改めるものでございます。

第4条、次のページになりますが、占用の申請ですけれども、「都市公園を占用しよう

とする者は、都市公園占用の申請をし、町長の許可を得なければならない」を「都市公園を占有しようとする者（以下「占有者」という）」をつけ加えまして、占有者と定義づけをするものでございます。

第6条ですけれども、利用の申請でございますが、これにつきましても、第4条と同様「利用しようとする者」を「利用者」と定義するものでございます。

第8条ですが、現行では、使用料について定めてございまして、これまで有料公園の使用料につきましても、使用料に1.05を乗じて得た額、消費税分ですけれども、これを改正後では、内税といたしまして、次のページになりますが、改正案で別表（1）のとおり改正するものでございます。

また前のページに戻っていただきまして、改正案の第8条ですけれども、現行の「使用料」を改正後は「使用料等」と改めまして、これまで有料公園の施設使用料のみを定めてございましたけれども、ここに新たに都市公園占用料の規定を加えるものでございます。

占用料の料金ですけれども、次の2ページほど後ろになりますけれども、右側の別表（2）都市公園の占用料の金額を定めてございます。この金額につきましても、利根町道路占用料徴収条例に定めております金額と同額の金額設定となっております。

前に戻っていただきまして、第9条になりますが、「使用料の還付」を占用料を定めたことに伴いまして、改正後は「使用料等の還付」に、また、「既納の使用料」を「既納の占用料又は使用料」に改めるものでございます。

第9条の第1号、下のページになりますが、「利用者の責に帰さない理由により利用することができないとき」、これを「占有者及び利用者の責に帰さない理由により、許可を受けた目的を達成することができないとき」に改めるものでございます。

次の第10条ですけれども、「使用料の免除」を「使用料等の免除」と改めまして、第1項の「町長は、都市公園の利用が次の各号の一に該当するときは、使用料を免除することができる」を「町長は、都市公園の占有又は利用が次の各号の一に該当するときは、占用料又は使用料を免除することができる」と改めるものでございます。

最後に附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第5、議案第1号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例から日程第20、議案第16号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの16件は、本日は、議案調査のため、説明のみにとどめ、本定例会最終日3月27日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第21、議案第17号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第5号）から日程第25、議案第21号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第4号）までの5件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第21、議案第17号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第5号）から、日程第25、議案第21号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第4号）までの5件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第17号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、平成19年度利根町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足してご説明申し上げたいと思います。

7ページをお願いいたします。

表の2、債務負担行為の補正でございます。

一つ目は、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業で、事業対象の農地面積の確定によりまして、限度額を38万1,000円減額いたしまして730万円に変更するものでございます。

次に、二つ目の戸籍電算化事業につきましては、事業費が確定したことから、限度額を539万1,000円減額をいたしまして、総額を7,574万5,000円に変更するものでございます。

次に、その下の第3表地方債の補正でございます。

道路整備事業につきましては、ふるさと農道緊急整備事業としまして、道路工事の事業費が確定いたしましたことによりまして、限度額を30万円減額をいたしまして、総額を2,580万円にするものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、款11の分担金及び負担金から款20の町債まで、それぞれの増減がございしますが、年度末までの確定分もしくは確定が見込まれるものについて補正をするものでございます。

それでは、その主な内容につきましてご説明申し上げます。

款11の分担金及び負担金、目1 民生費負担金で88万8,000円の減額につきましては、保育料の徴収金で、入所児童数及び保育料徴収階層の確定によりまして増額がありました。一方で、放課後児童保育徴収金におきまして、一人親家庭の徴収金が免除が多かったため

に、差し引きで減額になったものでございます。

続きまして、款12使用料及び手数料、目2民生使用料につきましては、28万円の減額となっておりますが、福祉センターの利用者が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金でございますけれども、284万3,000円の増額となっております。

その内容でございますけれども、節1の社会福祉費負担金の375万2,000円の増額につきましては、自立支援医療給付負担金で、医療給付費の利用申請数が少なかったことから100万円の減額になりましたが、障害者自立支援事業のサービス利用が増加したことに伴いまして、障害者自立支援給付費負担金が475万円増となったことによりまして差し引きで増となったものでございます。

また、節2児童福祉費負担金の89万5,000円の増額につきましては、保育所運営費負担金で、保育料徴収区分の変更などがあったことによるものでございます。

節3から節7までの児童手当関係の負担金の減額につきましては、児童手当の支給対象者数の確定に伴うものでございます。

節8国民健康保険事業費負担金23万円の増額につきましては、国の交付額の決定によるものであります。

次のページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金で44万2,000円の減額でございます。これは、節1社会福祉費補助金で58万9,000円の減額につきましては、地域生活支援センター事業補助金が、地域生活支援事業補助金に組みかえとなり、統合され、補助金が決定されたことによるもの、及び節5の高齢者医療制度円滑導入事業費補助金で、後期高齢者医療制度の保険料の負担の激変緩和措置に伴います保険料徴収システムの改修経費を計上したものであるものです。

また、目2の衛生費国庫補助金210万6,000円の減額につきましては、浄化槽設置整備事業費補助金で、高度処理型浄化槽の設置基数の確定によるものでございます。

目4教育費国庫補助金で64万4,000円の減額につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金で、交付額の決定によるものであります。

続きまして、款14県支出金、項1県負担金につきましては、国庫負担金でご説明申し上げました理由と同様でありまして、それぞれの事業にかかる県負担分でございます。

次のページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費県補助金で531万円の減額につきましては、節1社会福祉費補助金で132万円の計上は、障害者の通所施設への送迎事業に対します補助で、平成19年度と平成20年度の2カ年にわたって実施されるものでございます。

節2老人福祉費補助金、節3児童福祉費補助金及び節4医療福祉費補助金のそれぞれの

減額は、各事業にかかる対象者が見込みより少なかったこと、及び補助単価の改正によるものでございます。

目3の衛生費県補助金210万6,000円の減額につきましては、先ほど申し上げました理由と同様のもの、浄化槽の設置基数の確定によるものであります。

目4農林水産業費県補助金で234万円の増額につきましては、節1農業委員会補助金は、交付の決定によるものでございます。

節3水田農業対策費補助金は、担い手に農地を集積したときに、利用権設定面積などにより補助されるもので、交付額が決定したことによるものでございます。

目6教育費県補助金で164万4,000円の減額につきましては、主にティーム・ティーチング特別配置事業費補助金で、布川小及び東文間小学校について、別事業で先生が配置されているため該当にならないことによるものでございます。

項3県委託金、目3教育費県委託金の350万円の計上は、学校評価実践研究事業委託金で、委託金の確定によるものでございます。

続きまして、款15財産収入、目2利子及び配当金で98万4,000円の増額につきましては、基金の利子でございます。

次のページをお願いいたします。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で5,728万4,000円の減額でございますが、今回の補正の財源調整によりまして戻し入れをするものでございます。

また、目4庁舎施設整備基金繰入金で159万1,000円の減額は、主に地上デジタル放送導入工事の事業費が確定したため戻し入れをするものでございます。

目5利根町義務教育施設整備基金繰入金の減額につきましては、太子堂小学校の門扉及び床張りかえなどの事業費が確定したことによる戻し入れをするものです。

目7茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金の減額、目9新利根川治水対策整備基金繰入金の減額についても、同様に浄化センター周辺の環境整備事業費及び雨水対策事業費の確定により戻し入れをするものでございます。

款19諸収入、項の5雑入、目3雑入で1,335万7,000円の増額でございますが、これは主に、節2医療福祉費で高額療養費の返納があったこと、並びに節6雑入でオータムジャンボ宝くじの収益金市町村交付金の交付が決定されたことによるものでございます。

款20町債で30万円の減額でございますが、先ほど第3表の地方債の補正で説明をした内容のとおりでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款2総務費から款11の諸支出金まで、それぞれ増減がございしますが、今年度末までの確定もしくは確定が見込まれるものにつきまして補正するものでございます。

そのうち、節2給料、節3職員手当等及び節4共済費の人件費につきましては、年度末

までの給料、各種手当等の支給実績によるもの、並びに職員の退職による負担金等のもの  
ございまして、それ以外の主なものにつきましてご説明申し上げます。

節2総務費、目1一般管理費の主なものでございますけれども、節7賃金につきましては、  
宿直代行員1名分を減額をするものでございます。

節11需用費の15万8,000円の増額につきましては、防犯灯の電気料の増加によるもので  
ございます。

節12役務費で34万6,000円の減額は、公の郵便料の支払いが少なかったことによるもの  
で、節18備品購入費の25万円の計上につきましては、茨城県租税債権管理機構に、平成20  
年度に派遣をいたします職員の生活備品購入代でございます。

次のページをお願いいたします。

目5財産管理費で469万1,000円の減額となっております。

この主なものは、節13委託料で285万円、節15工事請負費で94万2,000円、節18備品購入  
費で34万4,000円の減額となっております。これは主に、未利用町有地の不動産鑑定委  
託料の残額と、地上デジタル導入工事契約差金及び公用車購入契約差金でございます。

16ページをお願いいたします。

目6企画費の490万2,000円の減額につきましては、振興計画、基本計画策定事業で、節  
8報償費は、住民意識調査の作業をすべて職員で実施したこと、節11印刷製本費につつま  
しては、基本計画の印刷を次年度に行うこととしたため減額となりました。

また、デマンド型乗合タクシー運行事業で336万円を減額するものでございます。これ  
につきましては、陸運支局との協議等を通じまして、地域公共交通会議の合意を経て、運  
行事業申請及び無線局申請など、運行開始の手続を進めているところでございまして、不  
用と見込まれる経費を減額したものでございます。

17ページをお願いいたします。

項3戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費で74万6,000円の減額につきましては、戸籍  
電算システムの稼働が平成20年12月になったことから、経費の方を減額するものでござい  
ます。

18ページをお願いいたします。

項4選挙費、目3参議院議員選挙費で71万7,000円の減額は、選挙の執行が終了したこ  
とによるものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費の目1社会福祉総務費で120万3,000円の減額につきましては  
は、19ページから20ページにわたりますが、主な要因でございますけれども、通所サービ  
ス利用促進事業費補助金で、障害者の通所の送迎事業ということで、先ほどご説明いたし  
ましたが、174万7,000円を増額してございます。それ以外につきましては、対象者の確定  
見込みに伴い減となったものでございます。

また、次の目2老人福祉費で93万5,000円の減額については、いずれも各事業の対象者

等の確定見込みに伴う減額となっております。

21ページをお願いいたします。

目5 医療総務費で194万5,000円の増額となっております。主に節28繰出金で、国民健康保険特別会計の事業勘定への繰り出しで219万7,000円を増額するもので、これは財政安定化支援事業繰出金の確定による増額でございます。

次に、目8 福祉センター費で440万6,000円を減額するものでございます。主なものとしたしましては、節7 賃金で56万円、これにつきましては、勤務体制を小刻みにいたしまして、実勤務で勤務していただいたことから減となったものでございます。

また、節11 需用費の320万円の減額については、灯油及び電気料等の使用が見込みより少なかったことによるものであります。

次のページをお願いいたします。

目9 介護保険費で442万円の減額でございます。これは介護保険特別会計に対する繰出金で、事業費の確定見込みによるものでございます。

次23、24ページをごらんになっていただきたいと思っております。

項の2 児童福祉費、目2 児童措置費で503万9,000円の減額でございます。この要因でございますが、節13 委託料で、町外の保育園に委託をしている児童が増加したため44万1,000円の増となりましたが、一方で、節20の扶助費、児童手当で支給対象児童数の確定により538万円の減額によるものでございます。

目5 児童クラブ推進事業費で121万円の減額につきましては、児童クラブの開始時間を学校終了時間に合わせまして、繰り下げをしましたことから減額となりました。

25ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目4 環境衛生費で704万3,000円の減額となっております。これは節19 負補交で、高度処理型浄化槽設置整備事業費補助金で、本年度の浄化槽の設置数が確定したことによるものでございます。

続きまして、項2 清掃費、目1 清掃総務費の560万1,000円の減額につきましては、主に給料等の減額、節11 需用費の消耗品で、ごみ袋作成にかかる契約差金分の減額でございます。

26ページをお願いいたします。

続きまして、款5 農林水産業費の目1 農業委員会費で38万7,000円の減額は、費用弁償の見直しに伴うものでございます。

次に、27、28ページになりますけれども、款6 商工費、項1 商工費の目2 商工振興費で、21万8,000円の増につきましては、自治金融貸し付けの返済が滞ったことから、貸し付け金融機関から茨城県信用保証協会への代位弁済が発生いたしまして、本町が保証協会から損失補てん請求に対して寄託をしなければならなくなったことから計上したものでございます。

続きまして、款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費で1,069万5,000円の減額につきましては、まず工事請負費の869万5,000円の減額につきましては、布川地内及び八幡台地内の道路維持工事の契約差金の減額、及び浄化センター周辺環境施設整備工事の契約差金によるものでございます。

節16の原材料費で200万円の減額につきましては、年度末までの実績を見込みまして減額となったものでございます。

次のページの項 4 都市計画費、目 2 公園費の140万3,000円の減額につきましては、主に維持補修経費を、年度末まで実績を見込みまして減額をするものでございます。

目 3 下水道費の410万9,000円減額につきましては、雨水対策事業の家屋調査事業費等の確定を見込みまして、繰出金を減額するものでございます。

続きまして、款 8 消防費の目 2 非常備消防費で200万円の減額になってございます。この主なものでございますが、節 9 旅費の152万4,000円の減額につきましては、費用弁償で、操法大会、出初め式などにかかる団員の出勤人数の確定によるものでございます。

目 4 水防費の194万4,000円の減額につきましては、水防活動の出勤が少なかったことによるものでございます。

31ページをお願いいたします。

続きまして、款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 3 語学指導事業費の68万円の減額につきましては、A L T の契約を継続したことによる帰国経費、及び英語通訳業務が10月で終了したことによるものでございます。

目 4 教育研究指導費の331万7,000円の減額につきましては、この主なものでございますが、節 1 報酬で、歳入でもご説明申し上げましたが、布川小学校と東文間小学校で他の事業で先生の配置があったことから、2名分の経費が不用となったことによるものでございます。

同じく項 2 小学校費、目 1 学校管理費で677万5,000円の減額でございますが、次のページをお願いしたいと思います。

この主な理由は、節 8 報償費で23万8,000円の増額になってございます。こちらにつきましては、4月から小学校が統合されます関係で、小学校の閉校式を実施いたします。その閉校式の記念品を計上したものでございます。

一方、節11需用費で346万円の減額につきましては、光熱水費で、年度末までの確定見込みに伴いましての減額、節15工事請負費につきましては、太子堂小学校の廊下等の張りかえ工事の契約差金による差額、及び小学校の統合に伴う校旗作成の契約差金の減額が主な理由でございます。

33、34ページになります。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費の300万円の減額につきましては、節11需用費の光熱水費で、年度末までの実績を見込みまして減額をするものでございます。

続きまして、項4 社会福祉費、目2 公民館費で488万7,000円の減額になってございます。この主な要因でございますが、公民館の外装、外構及び屋根、外壁防水工事の施工に伴う休館による光熱水費等の減額と工事設計業務の契約差金によるものでございます。

次のページでございます。

目9 図書館費で45万円の減額となっております。こちらにつきましては、節7の賃金でございます、勤務体制の工夫によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費で64万2,000円の減額は、天候等の都合によりプール開放が少なかったことによるものでございます。

款10 公債費、目1 元金で2,377万3,000円の増額でございます。これにつきましては、小学校統合により閉校となります東文間小学校の公債費借入残金を、繰り上げ償還するため計上したものでございます。

目2 利子で102万5,000円の減額は、平成18年度借り入れ分の土木債の借り入れ額利子の確定、また教育債の利子の確定、臨時財政対策債において利子の額が確定したことによる減額で、見込みより借り入れ利息が低かったことによるものでございます。

続きまして、款11 諸支出金、目2 利根町地域福祉基金から、次のページの節5 利根町総合運動公園建設基金までの合計で98万4,000円の増額につきましては、それぞれ基金利子の確定により積み立てをするものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第18号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第18号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、補足してご説明申し上げます。

6ページお聞きいただきたいと思っております。

歳入でございますが、款1 国民健康保険税、目2 退職被保険者等国民健康保険税で136万8,000円の減額になってございます。これは介護納付金分現年度課税分で、今年度末の国民健康保険税の調定額及び収入額の見直しに伴いましての減額であります。

款3 国庫支出金、目1 療養給付費等負担金で14万9,000円の減額になっております。これは、療養給付費の34%が交付されるものでありまして、医療給付費が見込みより伸びなかったことによる減であります。

また、目2 の高額医療費共同事業負担金で28万2,000円の減額につきましては、高額医療費共同事業にかかる拠出金で、レセプト1件当たりの医療費が80万円以上を超える医療費に対しまして、4分の1が負担金として交付されるものでありまして、拠出金額の決定に伴いましての減額であります。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金で191万5,000円の減額につきましては、節1の普

通調整交付金で205万円の減、これは療養給付費のおおむね9%が交付されるものでありまして、医療給付費が見込みより伸びなかったための減額であります。

節2の特別調整交付金、その他分の73万5,000円増額につきましては、後期高齢者医療制度の開始に伴い、新しいシステムに切りかえる経費に対する交付金であります。また、医療費通知分の60万円の減額につきましては、医療費通知にかかる交付金が廃止となったため減額するものであります。

目3高齢者医療制度円滑化導入事業補助金の24万8,000円の増額につきましては、高齢者の病院での窓口負担が1割に凍結されたことに伴い、高齢者受給者の再発行の経費に対する補助金であります。

款4療養給付費交付金、目1の療養給付費交付金で、節1の退職医療療養給付費交付金で1億6,941万6,000円の減額になってございます。これは社会保険診療報酬支払基金からの交付金でありまして、当初見込みました額より大幅に減額が見込まれることから減額するものであります。

また、節3の退職被保険者に係る老人医療費拠出金相当額1,716万5,000円の増額になっております。これは過年度精算による拠出金の交付額が確定されたため増額するものであります。

款5県支出金、目1高額医療費共同事業負担金で28万2,000円の減額になっております。これは先ほど国庫支出金で説明した内容のとおりでございます。

項2県補助金、目1県調整交付金で200万円の減額となっております。これは療養給付費のおおむね7%が交付金として交付されるものでありまして、療養給付費が見込みより伸びなかったため減額するものであります。

款6高額医療費共同事業交付金で、目1高額医療費共同事業交付金で897万1,000円の減額になってございます。これは国民健康保険連合会からの交付金でありまして、内容につきましては、国庫支出金で説明した内容でございます。

目2の保険財政共同安定化事業交付金で3,737万5,000円の増額になっております。これは保険財政共同安定化事業にかかる交付金でありまして、レセプト1件当たりの医療給付費が30万円から80万円未満の医療費に対しまして交付されるものでありまして、交付額が確定したため増額となったものであります。

款7繰入金、目1の一般会計繰入金で、219万6,000円の増額になってございます。節1の保険財政基盤安定繰入金の176万9,000円の増につきましては、保険税軽減分及び保険者支援分の確定に伴いまして増額するものであります。

節2の職員給与費等繰入金の309万7,000円の減額につきましては、当初、特定健診等実施計画業務を委託で行うつもりでございましたけれども、職員が対応したため減額となったものであります。

節3の出産育児一時金等繰入金の163万4,000円の減額につきましては、出産費の減少に

伴いまして減額するものであります。

節4の財政安定化支援事業繰入金の515万8,000円の増額につきましては、これは被保険者に低所得者が多いことや、被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていることにより、医療費が高額になったことに対しまして、地方財政措置が講じられたため、一般会計から繰り入れるものであります。

いずれも、繰り入れの基準に基づきましての増減であります。

続きまして、次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、目1一般管理費で250万2,000円の減額、主なものといたしましては、先ほどご説明しました特定健診等実施計画策定業務委託料で365万7,000円の減額でありまして、実施計画を職員で策定したため減額となったものであります。

また、国民健康保険調整交付金、実績報告策定システム導入委託金で99万8,000円の増額になっております。これは後期高齢者医療制度の開始に伴い、新しいシステムを導入するため増額するものであります。

款2保険給付費、目2退職被保険者等療養給付費で1億19万8,000円の減額になっております。これは退職被保険者にかかる療養給付費で、当初見込みました医療給付費が減る見込みであるため減額するものであります。

また目1、目3、目4につきましては、財政調整をするための財源調整であります。

項2高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費で700万円の減額になっております。これも今後の高額療養費が減る見込みであるため減額するものであります。

目1につきましては財源調整であります。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金で245万円の減額になっております。これは出産費の減少が見込まれるため減額するものであります。

款3老人保健拠出金につきましては財源調整であります。

次のページをお願いいたします。

款4の介護納付金、目1介護納付金で1,079万2,000円の減額になっております。これは介護保険第2被保険者の介護納付金が確定したため減額となったものであります。

款5共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金で112万6,000円の減額につきましては、高額医療費共同事業にかかる拠出金でありまして、レセプト1件当たり医療費が80万円を超える医療給付費に対しまして国保連合会に拠出するものでありまして、拠出金が確定したため減額するものであります。

目4保険財政共同安定化事業拠出金で299万3,000円の減額になっております。これは保険財政共同安定化事業にかかる拠出金でありまして、レセプト1件当たりの医療費が30万円から80万円未満の医療給付費に対しての拠出金でありまして、拠出金が確定したため減額するものであります。

款 6 保健事業費で33万8,000円の減につきましては、国保協力員を廃止したため減額となったものであります。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第19号について、都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、議案第19号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。これは霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金でございます。茨城県が行います利根浄化センター内の水処理施設増設工事等の建設事業が、年度内に完了することができないため12万5,000円を繰り越すものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明申し上げます。

款 4 繰入金、目 1 の一般会計繰入金で410万9,000円の減額となっております。これは歳出事業費の減額に伴いまして、一般会計から繰り入れました一部を繰り戻しをするものでございます。

項 2 の基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金で1,000万4,000円の減額でございますが、これにつきましても、歳出事業費の減額に伴いましての基金への繰り戻しをするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出ですけれども、款 1 下水道費、目 1 の公共下水道建設事業費で36万円の減額となっております。これの主な内容ですけれども、前年度に実施いたしましたニュータウン雨水排水整備工事に伴います家屋の事後調査委託、また、電柱移設補償料が確定したことによります残金でございます。

目 2 の公共下水道維持管理費で1,375万3,000円の減額となっております。主なものですけれども、節19の霞ヶ浦常南流域下水道維持管理費負担金で1,361万5,000円の減額でございます。これは茨城県への汚水処理負担金でございますが、平成19年度の負担金が確定したためのものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第20号、健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第20号 平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款 1 介護保険料、項 1 介護保険料で、徴収対象者数の増加等に伴

いまして3,372万1,000円を増額するものでございます。

節1の特別徴収現年度分で3,695万7,000円を増額、節2の普通徴収現年度分で323万6,000円を減額するものでございます。

次に、款4国庫支出金、項1国庫負担金389万円を減額するものでございます。これは介護サービス給付費の減額に伴い、それにかかる費用の国負担分20%の減額でございます。

この介護サービス給付の減額に伴いまして、項2の国庫補助金、目1調整交付金の11万円の減、また、款5の支払基金交付金の目1介護給付費交付金で781万2,000円の減額、また款6の県支出金、項1県負担金で430万円減額、款7の繰入金、項1の一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金で430万円を、それぞれの負担割合で減額するものでございます。

また6ページに戻りまして、款4の国庫支出金、項2の国庫補助金、目2の地域支援事業交付金、介護予防事業でございますが18万9,000円の減額でございます。地域支援事業の介護予防事業の減額に伴いまして、国負担分25%の減額でございます。

また、目3の地域支援事業交付金で包括的支援事業でございますが、24万3,000円を減額するものでございます。この地域支援事業の包括的支援事業、2事業の減額に伴います国負担分40.5%の減額でございます。

また、この地域支援事業の減額によりまして、これに伴います款5の支払基金交付金の目2地域支援事業交付金23万4,000円の減額、また款6県支出金、項3の県補助金でそれぞれ9万4,000円、12万1,000円の減額、それと款7繰入金、項1一般会計繰入金で目3の9万4,000円の減額及び目4の12万1,000円が、それぞれ負担割合によりまして減額となっております。

また戻りまして、款4の国庫支出金のうち項2国庫補助金、目4の介護保険事業費補助金で9万4,000円を増額でございますが、これは介護保険管理システムに関するシステム改修事業に対して2分の1補助されるものでございます。

7ページの款7の繰入金、項1一般会計繰入金、目2の一般会計繰入金で9万5,000円を増額でございますが、同じく介護保険管理システムに関するシステム改修分の2分の1の町負担分でございます。

次に、項2の基金繰入金、目1の介護給付費準備基金繰入金23万5,000円の減額でございますが、介護保険料の増額によりまして戻し入れをするものでございます。

次に、8ページお願いいたします。

歳出でございます。

款1の総務費、項1総務管理費で、目1の一般管理費で18万9,000円を増額でございますが、介護保険事務処理システムプログラム修正業務委託料でございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目2の地域密着型介護サービス給付費で、220万円を増額でございます。これはグループホームでの認知症対応型共同生活介護サービスがふえたための増額でございます。

目4の施設介護サービス給付費で2,300万円を減額するものでございます。これは介護保険施設の利用者が当初の見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、項2の介護予防サービス等諸費、目1の介護予防サービス給付費920万円の減額でございます。これは要支援認定者の介護予防サービスの利用が、当初の見込みより少なかったため減額するものでございます。

次に、9ページでございますが、項5の特定入所者介護サービス等費で480万円の増額でございます。これは町が認定する負担限度額認定者の施設サービス利用における食費及び居住費の補足給付がふえたものでございます。

款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1の介護予防特定高齢者施策事業費、75万6,000円の減額でございます。これは節7の賃金で、理学療法士、作業療法士等の賃金の見直し、また、講師の都合により事業回数の減によるものでございます。

項2の包括的支援事業・任意事業費、目2の介護予防ケアマネジメント事業費でございます、60万円の減額でございますが、これは要支援1及び要支援2の認定を受けた被保険者のケアプランを策定する介護支援専門員の賃金でございますが、勤務日数の減によるものでございます。

最後に、款5基金積立金、目1の介護給付費基金積立金で3,853万4,000円を増額するものでございます。これは歳入の介護保険料が増額になったこと、及び歳出の保険給付費及び地域支援事業費等が減額になったことにより積み立てをするものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第21号について、水道課長飯塚正夫君。

〔水道課長飯塚正夫君登壇〕

水道課長（飯塚正夫君） 議案第21号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第4号）について、補足説明いたします。

3ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出ですが、目3総係費の増額であります。節手当1万3,000円ですが、職員の扶養の増によるものでございます。

次の印刷製本費80万2,000円ですが、4月から稼働いたします新水道料金システムの用紙類でございます。

次に、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費の1,000円の増額ですが、償還日が祝日のため1日分の利息を計上したものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出、目1企業債償還金3,460万円の増額でございますが、これは5%以上の利子の高い企業債を繰り上げ償還するものでございます。

今回の繰り上げ償還は、条件つき償還でありまして、公営企業経営健全化計画を国に提出いたしまして、認められたものを、町のホームページ等で公表することを条件に償還するものでございます。

利根町は、水道事業の3点の計画を提出して国から承認を得ております。

その内容の1点目でございますが、県南水道企業団との経営統合の協議を進めること。2点目は、水道料金の新システム導入により経費を削減すること。3点目は、下水道料金等の徴収業務の一元化を図ることです。

以上の3点と合わせまして、町の集中改革プランと一体的に実施することを健全化計画としております。今回の繰り上げ償還することによりまして、利子が約616万円ほどの削減となります。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第21、議案第17号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第5号）から日程第25、議案第21号 平成19年度利根町水道事業会計補正予算（第4号）までの5件は、本日は、議案調査のため説明のみにとどめ、明日3月7日に、質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

---

午後3時10分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議長（岩佐康三君） 日程第26、議案第22号 利根町道路線の認定について及び日程第28、議案第25号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についての2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。それでは、日程第26、議案第22号 利根町道路線の認定について、及び日程第28、議案第25号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についての2件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず議案第22号について、都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、議案第22号 利根町道路線の認定についてご説明申し上げます。

道路法第8条第1項の規定により利根町道路線を下記のとおり認定するものであります。

道路法8条第1項につきましては、市町村道とは、市町村長が認定したものと規定してございまして、今回認定いたします路線は、昨年度、浄化センター周辺管渠施設整備事業で、利根川堤防敷に整備をいたしました道路を、町道2762号線として認定をするものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第25号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第25号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてを補足してご説明申し上げます。

これは地方自治法第244条の3第3項の規定により、平成14年12月10日に、議会の議決を経て締結した龍ヶ崎市との公の施設相互利用に関する協定について、別紙のとおり変更したため議会の議決をお願いするものでございます。

参考資料の協定書の新旧対照表によりご説明申し上げます。

別表龍ヶ崎市の項中、5 龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園の多目的広場の次に、ディスクゴルフ場が追加になったこと、及び21龍ヶ崎市南運動広場野球場、22龍ヶ崎市東運動広場テニスコート、これを21としまして、龍ヶ崎市高砂運動広場、テニスコート、体育館、野球場と改めるものでございます。

また、この変更する協定書は、平成20年4月1日から適用するものでございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第26、議案第22号 利根町道路線の認定について及び日程第28、議案第25号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についての2件は、本日は、議案調査のため説明のみにとどめ、本定例会最終日3月27日に、質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第27、議案第23号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第23号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定について、補足してご説明申し上げます。

この件は、利根町民すこやか交流センター条例第11条の規定により、指定管理者に管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により行うものでございます。

指定管理者を下記のとおり指定するため、議会の議決を求めます。

1 公の施設の名称

利根町民すこやか交流センター

2 指定管理者

北相馬郡利根町下曾根221番地 1

社会福祉法人利根町社会福祉協議会

代表者 会長 井 原 正 光

3 指定の期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

指定管理者の選定及び管理の期間につきましては、指定管理者制度導入にかかる指針に基づきまして、指定管理者選定委員会で審査し、選定したものでございます。

なお、資料に、事業計画書、団体の概要、選定理由等が記載してございます。よろしくお願いたします。

以上で、説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております日程第27、議案第23号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定については、本日は、議案調査のため説明のみにとどめ、明日3月7日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第29、議員派遣の報告を行います。

去る2月20日及び21日の2日間、東京都千代田区シェーンバッハ・砂防において、第67回町村議会広報研修会が開催され、能登百合子君が出席しました。また2月27日、茨城県市町村会館において、平成19年度町村議会議員自治研究会が開催され、私を含む5名の議員が出席いたしました。

まず67回町村議会広報研修会について能登百合子君から報告があります。

1 能登百合子君。

〔1 能登百合子君登壇〕

1 番（能登百合子君） それでは、第67回町村議会広報研修会参加報告をいたします。

去る2月20日水曜日、21日木曜日の2日間、東京千代田区シェーンバッハ・サポーを会場に、全国町村議会議長会主催による第67回町村議会広報研修会が開催されました。

目的は、議会広報の向上発展に資することで、議員、職員等町村議会広報実務者303名が参加いたしました。

この研修会は8月29日、30日の2日間開催された第66回町村議会広報研修会と目的はも

もちろん、演題の講師も顔ぶれも前回と、参加された西村議員からいただいた資料と全く同じで、それなら参加の必要はなかったのではという声も聞こえてきました。

実は、私能登は、8月の研修会に参加申し込みをしておりましたが、手違いがあって参加できませんでした。その折、事務局から、年2回の開催ですので、次回通知があったら連絡をしますといういきさつがありまして、ご連絡をいただきましたので、利根町で単独参加となりました。

第1日目は、午後1時から5時30分まで、各10分の休憩を入れて高崎みどり氏による、わかりやすい文章表現表記について、田中里沙氏による、情報時代に求められる自治体広報について、米 美知子氏による、美しい自然風景の撮り方の3本の講演がありました。

2日目は、午前9時から12時まで、二つの分科会に分かれての議会広報クリニック、私は第2分科会の参加でしたけれども、第1分科会は10議会、第2分科会は11議会の広報紙を教材として、具体的に、これは工夫がされてよかったとか、写真をこういうふうに入ると視点がずれるからこういうふうにした方がいいのではないかなどと指摘がありまして、実際に「利根町議会だより」を編集構成に参加したあとの研修でありましたので、大変参考になったと思います。今後編集委員の活動に役立てていきたいと思う編集会であったことをご報告いたします。

議長（岩佐康三君） 次に、平成19年度町村議会議員自治研究会について、守谷貞明君から報告があります。

5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） それでは、平成19年度町村議会議員自治研修会の報告をいたします。

2月27日、茨城県市町村会館でこの研修会が開催されました。私は、茨城県の市町村会館というのは初めて行ったのですが、県庁のそばに大変立派な建物があって、まずそれでびっくりしました。こんなにたくさんお金があるのだなと思って、すごいと、思いながらその中に入りました。

私どもの町からは、岩佐議長、五十嵐議員、高木議員、西村議員、そして私、事務局からは弓削さん、計6人で研修会に参加しました。

研修会は、2人の講師の講演をお聞きし、その後に質疑応答という形で進められました。

まず最初に、生涯健康で元気に活躍するための心と体のマネジメント実践法というテーマで、トータルヘルスアドバイザーの堀内美佐子さんという方のお話がありました。自治とどういう関係があるのかと思って興味津々で聞いていたのですが。

最初は、話の概要としては、現代人の約60%が何らかのストレスを抱えており、特に30代、40代の方は、約70%がその疲労感というのを日々感じて、これをそのまま抱え込んでいる人が非常に多い、このストレスを適度に発散させることが非常に大事ですと。という

のは、ストレスをため込み過ぎると、それがその人の限界を超えると、大病の原因となるというので、くれぐれも皆さんストレスを抱え込んでため込まないように注意してくださいというお話でした。

先ほどもチラッと話が出たのですが、メタボリック症候群というものがあまして、そういう人が最近ふえたと。これは定義的には、ウエスト、多分ここにも思い当たる人がいるんじゃないかなと思うのですが、85センチ以上の方は要注意だということで、食事療法と適度な運動をとってくださいというアドバイスがありました。

それは話が前段であって、そのあと、実際にやる運動の講演になって、疲労感やストレスを発散させる有効な方法として、適度な運動が大変有効なんだということで、簡単なストレッチや筋力トレーニングの実践方法をその場で僕らは指導を受けました。参加者全員、肩や首を回したり、腕を回したり、腰ひねったり、いろいろやりました。

その中で、運動能力というか、運動機能を判断する大切なやり方があるからというので、皆さんもぜひ今度やってみてください、片足で立って、どうでもいいから1分間立っててください、立てればその方は下半身の基礎体力、運動能力はありますよと、それが1分間立てないと危ないですよということでした。

私たちは、彼女の指導を受けながら、ふうふう言いながら、とりあえず約1時間、話を聞いたり、運動したりしながら講演を聞きました。

やはり最終的に、何で地方自治とこういう健康体操が関連があるのかなと思ひまして、私なりに、健康な体を維持して、地方自治に取り組んでくださいというメッセージが主催者の側からあったのかなということは何となく納得しました。

2番目は、皆さん多分ご存じだと思います、10チャンネルですか、テレビ朝日のニュースキャスターの三田園 訓さん、この方が、舞台裏から見た政局、政治の全貌ということで、1時間半長丁場にわたって講演しました。最初聞いていたら、話があっち飛びこっち飛びで何を言っているのだろう、どんどん枝葉の方に入っていくのでなかなかついていけなかったのですが、彼の話のを要約しますと、大きなポイント、僕が感じとったのは四つありました。

最初のポイントというのは、彼が駆け出しの記者のころ、当時の自民党副総裁の川島さんという方の番記者になった。そこで「政治の世界は一寸先はやみだ」という言葉を川島幹事長さんがお使いになって、それが当時流行語になった。私は、政界の怖さを初めて知ったんだということを言っていました。

2番目は、次に、安倍前総理大臣の突然の辞任のときの話になりまして、小泉政権で、福田官房長官、今の総理大臣が、ご自身の年金問題をつつかれたときに、だれも予想だにもしなかったのに突然やめちゃったのです。私、官房長官やめると、年金問題で。そのやめ方と、安倍さんのやめ方がリンクしてひらめいたと。そのときに、自分が福田総理大臣のお父さん福田赳夫さんの番記者やったときに、福田赳夫さんが言っていた言葉思い出

したと、それはどんな言葉かといいますと、「政治家はやめるときが生きる道だ」という言葉を座右の銘のように何回も言っていました。そのとき、現在の福田総理が、お父さんの秘書官やっていたと、なるほど、それで彼は潔くあっさりやめたんだな。ところが安倍さんはやめ時期を間違えました。あれで政治生命はほぼ絶たれてしまったと、好対照になってしまったということです。ですから、皆さんも政治家の端くれとして、やめどきを潔く……やめるようお願いいたします。

三つ目、注目される衆議院の解散総選挙ですが、私の考えではと、サミット後か、ことしの秋の時期が一番可能性があると、年金問題、道路暫定税制、防衛省の問題等々が山積しているの、福田さんでは勝てないので、多分麻生さんにまずバトンタッチするだろう、麻生さんになってから、解散総選挙に打って出る可能性が強いんじゃないかということを書いていました。

4番目、これが私は一番印象に残りました。彼の話の中で、一番私が感動したというか、印象に残った話でした。

最後に、地方自治について彼は触れました。どんなことを言ったかということ、地方はすべて財政難で苦しんでいます。国に金がない以上、これ仕方がないのだよと。地方は、今必死になって活性化を皆さん模索していると、活性化がなし遂げられて、生き残りを果たした地方というのは、リーダーに共通の特性がある、どんなリーダーか、リーダーの独創性と指導力がある地域が皆生き残っていく、だから、今地方が生き残るには、リーダーの指導力が問われる時代になりましたよということがまず最初にありました。

次に、チャーリー・チャップリン、喜劇王ですね、彼が人生に必要なもの何ですかと聞かれたときに、夢、希望、勇気が必要だと答えたそうです。三田園氏は、政治家にも同じ資質が求められるのだと。さらに政治家には、独創性、クリエイティビティが必要だ。

古代ギリシャのことわざ「言葉で国民を説得できないものは政治家ではない」ということわざがあると書いていました。今の日本の政治家で、何人こういう意味で政治家がいるのだろうかとは私は考えました。そして三田園氏はさらに、ことわざでは、言葉で国民を説得するためにはどうするのがよいかということ、正直に真実を話せる人が国民を説得できるんだと、古代のギリシャの人たちは、そのようにことわざにあらわしていたわけですね。正直に真実を話せる人が国民を説得できる、それが政治家だ。

ということで、政治家に必要なものは、夢、希望、勇気、独創性、この四つの要素と、正直に真実を話す、このことがいかに重要かという三田園氏の話、古代のことわざを引用したこの話が非常に印象に残りました。

私たちの町も今大変な難局にあります。でも、何がなんでも生き残らなければいけないと思います。そこで、井原町長には、今最後の古代のことわざ、それから地方の生き残りのリーダー、この資質、ぜひ言葉をかみしめていただいて、町長のことですから、住民に対して隠し事はしていないとは思いますが、正直に真実を話し、勇気をもって行政改革に当

たっただきたい。そして一日も早くこの町を活性化させていただきたいというふうにこの地方自治の研修会で私は感じました。

以上です。

議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。

---

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日3月7日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時34分散会